

平成 19 年度
コロンビア投資環境調査

2008 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

ボゴタ事務所
貿易投資相談センター

はじめに

「治安改善に伴い潜在力急上昇中のコロンビア」

2006年8月に第2期目へと入った現ウリベ政権の強固な取り組みで、近年、コロンビアの治安状況は著しく改善した。その結果、コロンビアに対する国際的信用の回復がみられ、4,600万人の人口を擁し米州大陸のほぼ中心に位置する大市場への関心が急速に高まっている。コロンビア経済は、2000年以降、2007年までに8年連続のプラス成長を遂げており、2008年についても5%程度の経済成長が見込まれている。民間投資と民間消費が成長を牽引しているが、とりわけ最近の外国直接投資の拡大は顕著だ。コロンビア政府は持続的な経済成長には、外国直接投資の誘致と自由貿易協定の推進が不可欠であるとし、徹底した経済自由化政策を講じている。外国直接投資については、各種外資優遇制度の導入や二国間投資保護協定の締結など投資受け入れのための環境整備を積極的に行っている。2007年の外国直接投資の実績は90億ドルと前年の64億ドルから大きく伸び、さらに2008年には100～120億ドルを見込む。

コロンビアが締結済み、または交渉中の自由貿易協定（FTA）についても前進がみられる。既に署名済みの対米FTAが両国間で発効を待つ状況にあるほか、欧州（EU）とは経済連携協定を交渉中で、カナダやチリなどの米州諸国ともFTA締結に向け交渉を続けている。さらにアジア諸国との投資協定等も交渉が進展している。

こうした中、日本企業のコロンビアに対する関心も年々高まっており、最近では、新たに生産拠点としての工場を建設する動きや、支店や現地販売代理店の設置、または過去に引き揚げた駐在員の再配置などの動きが活発化している。しかしストックベースでは、欧米諸国と比較して日本の投資は極めて低水準にあり、0.3%程度（1994～2007年上半期、ストック）にとどまる。

2008年は、日本とコロンビアの修好100周年という記念すべき年にあたるが、この機会を捉え、これからの100年を展望した両国関係のあり方について協議することを目的として、両国の産学官から構成される「賢人会」が発足された。これを機に、両国の経済関係がより一層緊密化することを期待しつつ、本書が対コロンビア進出の一助となれば幸いである。

2008年3月

ジェトロ・ボゴタ事務所
ジェトロ貿易投資相談センター

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の海外事務所を通じて委託調査を行い、貿易投資相談センターで取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

目 次

1. 序文

- 1.1. 外国直接投資に魅力的な国コロンビア
- 1.2. 外国直接投資の主要対象セクター
- 1.3. コロンビアの対外直接投資の現状
- 1.4. コロンビアの現状と投資機会
 - 1.4.1. 治安
 - 1.4.2. インフラ
 - 1.4.3. 社会開発

2. 外国直接投資に関わる全般的制度・規則

- 2.1. 外国直接投資に関わる諸制度（法律、政令、決議等）
- 2.2. コロンビアに存在する会社の種類、全般的規定
 - 2.2.1. 商事会社
 - 2.2.2. 支店と個人企業
 - 2.2.3. 会社設立の手続き
 - 2.2.4. 会社運営の手続き
 - 2.2.5. 税務手続き、納税者番号（NIT）及び統一税務登録（RUT）
- 2.3. 外国投資に関わるコロンビアの税制度
- 2.4. 移民管理制度
- 2.5. コロンビアの労働法
 - 2.5.1. 労働契約
 - 2.5.2. 給与
 - 2.5.2.1. 通常給与
 - 2.5.2.2. 現行の法定最低賃金
 - 2.5.2.3. 総合給与
 - 2.5.3. 労働時間
 - 2.5.4. 外国人被雇用者数に関する法規
 - 2.5.5. 雇用者の義務

3. 外国直接投資に関する諸規則

- 3.1. 外国投資に関する特別制度
 - 3.1.1. 金融・保険部門
 - 3.1.2. 炭化水素・鉱山部門
 - 3.1.3. テレビ部門
- 3.2. 環境制度
 - 3.2.1. 環境ライセンス
- 3.3. 政府調達
- 3.4. 知的所有権
 - 3.4.1. 著作権
 - 3.4.2. 工業所有権
- 3.5. 外国人による不動産購入

4. 外国直接投資・貿易に関する優遇措置

- 4.1. 輸入に関する税制優遇措置とインセンティブ・プログラム
- 4.2. 税制以外のインセンティブ
- 4.3. 輸出促進、企業設立、競争力向上に関わるインセンティブ
 - 4.3.1. フリートレードゾーン (Zonas Francas)
 - 4.3.2. 国際販売会社-C.I.
 - 4.3.3. 輸出促進制度-プラン・バジェッホ
 - 4.3.4. 原料輸入
 - 4.3.5. 大規模輸出者-ALTEX-
 - 4.3.6. 恒常的税関利用者-UAP-
 - 4.3.7. 工業加工用民間倉庫
 - 4.3.8. 輸出特別プログラム-PEX-
 - 4.3.9. 輸出経済特区-ZEEE
 - 4.3.10. 諸税返還証明-CERT-
 - 4.3.11. 生産チェーン
 - 4.3.12. 国際貿易に関する地方顧問委員会-CARCE-
 - 4.3.13. コロンビア起業家プログラム-PEC-

5. コロンビアが締結している各国との自由貿易協定と特惠関税 制度

- 5.1. 序文
- 5.2. 特惠関税
 - 5.2.1. 米国と ATPDEA
 - 5.2.2. 米国との自由貿易協定
 - 5.2.3. 欧州連合との GSP PLUS
 - 5.2.4. その他の国々との一般特惠関税制度(GSP)
- 5.3. 貿易協定
 - 5.3.1. アンデス共同体(CAN)
 - 5.3.2. G3 自由貿易協定
 - 5.3.3. チリとの経済補完協定(ACE) - チリー-コロンビアの自由貿易協定
 - 5.3.4. ラテンアメリカ統合連合(ALADI)
 - 5.3.5. カリブ共同体(CARICOM)
 - 5.3.6. CAN - MERCOSUR
 - 5.3.7. 中米 3 カ国
 - 5.3.8. キューバ
 - 5.3.9. 欧州自由貿易連合(EFTA)
 - 5.3.10. カナダ
 - 5.3.11. CAN-UE
 - 5.3.12. コロンビアが有する、または交渉中の投資保護協定一覧

資料編

- 1 : 過去 3 年間の主な対コロンビア外国直接投資
- 2 : 会社法人別・条件一覧
- 3 : 参考図書と役立ちリンク

“有望な投資先国としてのコロンビア”¹

1. 序文

1.1 外国直接投資に魅力的な国コロンビア

コロンビアは、バイオ・ダイバーシティ（生物多様性）、天然資源、水資源、鉱物資源等において、南米で最も豊かな国のひとつである。人材の質も高く、様々なセクターの活動に向いており、学習能力も高い。その上、北米と南米の間という地政学的にも非常に戦略性の高い場所に位置している。また、太平洋と大西洋に面しており、南米への格好の入り口となっている（コロンビア、黄金の機会、2007年）²。

コロンビアでは民主主義制度の下、1953年から1957年の短期間を除き、全ての大統領は民主的に選出されてきた。政治的透明性においては、南米地域で第3位にランクされている（汚職に関する包括的バロメーター、Transparency International）³。

また、マクロ経済も安定しており、ラテンアメリカの中で最も堅実な経済を有する国の一つであり、域内平均を上回る経済成長を続けている。インフレ率は、ここ数年低下傾向にあるほか、対外債務も同様に、2002年の対GDP比51%から2007年には同32.8%へと15ポイント以上減少した。

1990年代、セサル・ガブリア大統領のもと、コロンビア経済は抜本的な改革を経験し、「輸出促進」政策の導入により、世界との貿易関係が増大した。以後、他の諸国や経済ブロックとの様々な貿易メカニズムが制定され、「開放経済」の道を歩むようになるが、これは外国投資によって強化されている。

さらに、コロンビアは**PROEXPORT**⁴という機関を有している。同機関は、当初、**PROEXPO**として設立され、1991年に非伝統的産品輸出と国際観光、対コロンビア外国投資の振興のために改組された。また、コロンビア企業の強化と競争力向上のために、国内外の官民機関との提携を図り、企業の様々なイニシアティブに資金面で支援を行っている。

また、コロンビアは、国際貿易にとり重要なインセンティブとなる自由貿易協定（FTA）を様々な諸国と結んでいる。FTAを締結している国や地域は、米国（両国の議会による承認手続き中）、CAN（アンデス共同体：コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー）、G3（コロンビア、メキシコ、ベネズエラ）、CAN-MERCOSUR、チリ、

¹ 本報告書は、コロンビアの輸出・投資振興機関である Proexport の情報、見解を基に作成された。

² 「コロンビア、黄金の機会」はコロンビアでビジネスを行う利点を投資家に知らせる目的で、いくつかの重要な経済の変化について PROEXPORT が作成した資料である。同資料は以下のホームページで参照できる：<http://www.proexport.com.co/vbecontent/library/documents/DocNewsNo5825DocumentNo7055.PDF>

³ ドイツの国際的汚職監視団体（NPO）である Transparency International は「汚職に関する包括的バロメーター（2007年）」を発行しており、以下のホームページで参照できる。

http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2007/gcb_2007

⁴ PROEXPORT. <http://www.proexport.com.co/vbecontent/home.asp?idcompany=17>

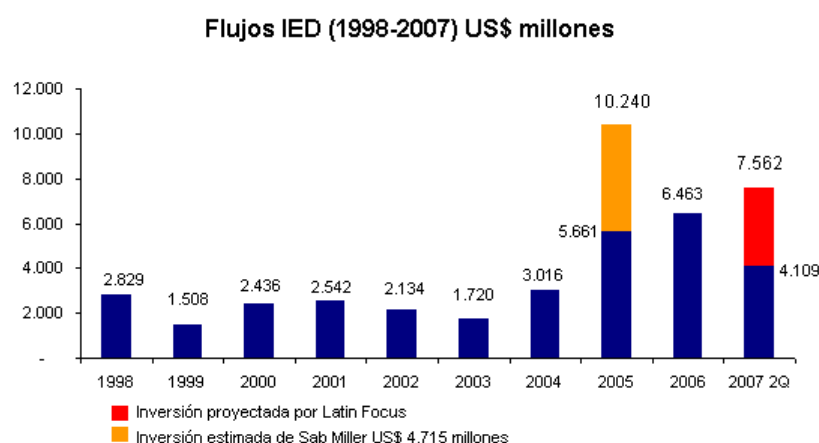
カリブ共同体（CARICOM）など。米国とは特惠関税協定（ATPDEA）、欧州共同体とはGSP Plusを結んでいる。

外国投資受け入れに関する法制度は、1990年代から大きく改善されてきた。その結果、現在、外国直接投資は次の4原則のもとに実施されている。すなわち、①国内投資と同等を意味する「平等性」、②投資条件の「安定性」、③全ての経済セクターに外国投資を認める「普遍性」、④そして投資プロセスの「自動性」である。外資導入分野には、防衛と国家の安全保障に関わる活動、国内で生産されない有毒廃棄物または放射性廃棄物の処理と廃棄に関する活動は含まれない。他方、石油、鉱物、金融、保険のセクターへの投資は、国からの事前許可を必要とする。これらについては、具体的規則の箇所で、それぞれ詳述する。

良好な投資環境の例としてはこのほか、制限なしに海外に資金や利益を送金できること、内国民待遇を外国投資家にも約束していることなども挙げられる。

このようにコロンビアへの外国投資は、マクロ経済の安定性、現政権の民主主義的な安全保障政策の成功、外国投資優遇制度等を背景に、増加傾向を示している。

外国直接投資額（1998－2007）単位：百万ドル



Fuente: Balanza de pagos Banco de la República

出典：コロンビア中央銀行（国際収支ベース）

コロンビアに対する外国直接投資はここ数年間で大きく増加し、2002年の21億3,400万ドルから2006年には64億6,300万ドルとなった。2005年から2006年にかけての（SAB Miller社による国内ビール会社Bavariaの買収を除き）投資額受け入れの伸び率は14.2%、2007年第1四半期には前年同期比で倍増、2007年通年では前年比4割増の90億ドル2,810万ドル（推定値）を突破したとみられる。これは、外国投資家のコロンビアに対する信頼感を示すものといえよう⁵。

「外国投資にとってコロンビアの大きな魅力は、強固な経済とその活発さ、低位安定にあるインフレ率、歴史的に責任感のある経済政策などで、これらのお陰でコロンビ

⁵ コロンビア中央銀行。http://www.banrep.gov.co/

アは債務の支払い繰り延べやハイパーインフレを引き起こしたことがない」（ビジネス・ウィーク、2007年）⁶。米国の格付会社ムーディーズやフィッチ、S & Pのランキングでも、コロンビア経済の将来の動向に関する見通しは改善され、2006年以降、「安定的」から「ポジティブ」に変更された。

同様に、「コロンビアは、記録的水準の経済成長率を示し、治安に関する指標も大きく改善し、ビジネスにとって適した環境を生み出した」（ザ・ガーディアン、2007年）⁷。

コロンビアは、優遇税制、特別貿易制度、輸出優遇措置等、国内・外国投資を促進するための多様なインセンティブを有している。また、コロンビアに対する外国投資は、様々な国・地域との通商条約、二国間投資条約、国際条約などで保護されている。代表的な例としては、米国海外民間投資公社（OPIC）、多数国間投資保証機関（MIGA）、投資紛争解決国際センター（ICSID）などとの協定がある。

1.2 外国直接投資の主要対象セクター

コロンビアは2004年以降、政府機関、地方機関および国際機関の推進も受け、「企業イノベーション(企業変革)」の重要性への認識が高まりはじめ、外国投資家や多国籍投資家にとって魅力的な新規ビジネスが生まれつつある。大規模なショッピングセンター、技術指向型産業、企業向けソフトウェア開発、石油探査調査・サービス、持続的な観光サービス業、バイオ燃料、大規模交通輸送システム、道路や空港のインフラや整備等が、外国人投資家向けポートフォリオの一部となっている⁸。

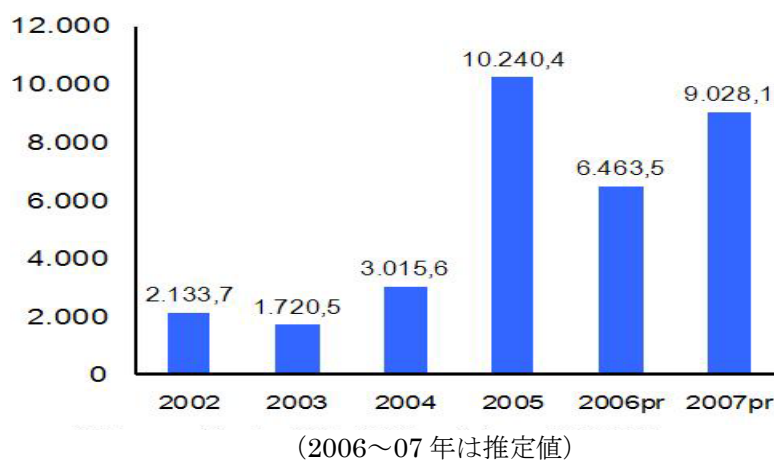
2007年の外国直接投資額（国際収支ベース）は、前年比39.7%増加し、90億ドル2,810万ドル（推定値）となった。

⁶ ビジネスウィーク（2007年5月28日号）：「エクストリーム・インベストリング：コロンビアの内側」。
http://www.businessweek.com/magazine/content/07_22/b4036001.htm

⁷ コロンビアの内側、ザ・ガーディアン、2007年6月8日号
<http://business.guardian.co.uk/insidecolombia/0,,2095170,00.html>

⁸ バランキージャ商工会議所のプログラム「新しいビジネスと雇用のイニシアティブを生むためのフランチャイズ」、コロンビア科学技術研究所（COLCIENCIAS）のプログラム「技術的開発のプログラムの競争力2003」、潤滑油市場、アスファルトや化学品販売、工業油脂輸出の成長に重点を置くShell等の大企業の存在や、航空技術コンサルタント等は、新しいビジネスの発展によりコロンビアで起こっている関心や意識の変化を示す例である。

コロンビアへの外国直接投資（FDI）（国際収支ベース）



出典：コロンビア中央銀行、2008年

部門別では石油部門が最大であった。同部門への投資額は全体の38%を占め、前年の18億200万ドルから34億2,800万ドルへと90.2%増加した。

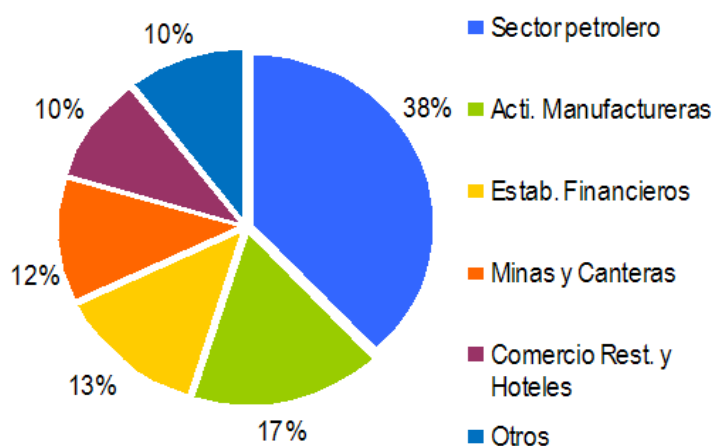
製造業部門への投資額は全体の16.8%を占め、15億1,600万ドルを記録し、前年比88.8%増となった。

金融部門への投資は11億9,600万ドルで、2007年には13.2%を占め第3位の投資先となり、前年比で157.8%増加した。

鉱業部門については、11.6%を占めたが、前年比では41.2%減の10億4,700万ドルと落ち込んだ。

運輸・倉庫・通信部門は全体の9.9%を占め、投資額は8億9,300万ドルとなった。これに建設・サービス部門が続き、投資額は7億6,600万ドルであった。

2007年度の分野別外国直接投資額（国際収支ベース）



部門別（上から）：石油部門、製造部門、金融部門、鉱業部門、商業・レストラン・ホテル部門、その他

出典：コロンビア中央銀行

2007年には、以下に列挙するような新しい分野への投資が始まった。

- ① エルサルバドルの Poma グループは、首都ボゴタにマリオット・ホテルとオフィスの建設を開始。
- ② チリの靴販売チェーン Forus (Hush Puppies) は、コロンビアでのビジネス展開のために系列会社を創設。
- ③ チリの商業施設開発会社 Parque Arauco は、ペレイラにショッピングセンターを建設。
- ④ 台湾資本 50%、国内資本 50%の手袋メーカーGlormed は、2007年12月に生産を開始、米国向けに年間4,000万組の手袋輸出を予定している。
- ⑤ コロンビア進出予定であるブラジルの化粧品会社 Natura は、世界での売上高6億ドルを有す。
- ⑥ イタリアの高級紳士服メーカー「Ermenegildo Zegna」は、コロンビアを販売拡大対象国と見ており、ブティックを展開中。
- ⑦ 世界最大の製鉄会社である Arcelor Mittal は、コロンビアの Cortesa と共同でサービスセンターを開設。
- ⑧ スペインで50年、ラテンアメリカで7年の営業実績を有するチリの眼鏡チェーン GMO も販売店を国内に展開中。
- ⑨ 同じくチリの音楽出版会社で年間売上高6,500万ドルの Feria del Disco も、コロンビアへの投資を始めるため、2006年にコロンビアを訪れた企業家グループのひとつである。
- ⑩ スペインの持ち株会社 Katry は、コロンビアを、南米でも競争力と成長機会があり、長期ビジネスを展開するのに適切な国であると見ている。同社は、世界の45カ国以上に投資実績を有し、年間収益は6億ドル、風力発電、食料品、観光、ガス販売まで、幅広い領域の27の企業で構成されるグループである。

なお、2005～2007年の3年間のコロンビアに対する主要投資案件については巻末資料1「2005～2007年の主な対コロンビア外国直接投資」に挙げた。

他方で、コロンビアでは外資によるM&A案件も活発化している。2007年の主要な案件は以下の通り。

- ① スペインの Binbit は、携帯電話会社に技術とコンテンツを提供する企業であるが、2007年12月31日に Atinco Colombia を買収した。これはコロンビアを成熟した携帯電話市場と見ているためである。
- ② ブラジルの Votorantim グループが、コロンビアの製鉄会社 Acerías Paz del Río の資本52%を取得した。同グループは780億ペソで、コロンビア国内で最も成功している企業を取得したことになる。Votorantim は、ブラジルの製鉄部門のリーダー的企業グループであり、金融部門への投資も行っている。現在、これらの活動による同グループの収益は、100億ドルを超える。
- ③ 米国の多国籍企業 General Electric の金融会社である GE MONEY は、2007年に締結されたジョイントベンチャーの枠内で、Banco Colpatria の株式22.8%を取得した。これにより、同社は、同行の合計49.7%の株式を所有することとなった。株式の買い付けは主として大株主を対象に行われ、2007年に3度実施された買い付けに続くもの。初回は6月で、GEが16.3%を購入、続いて9月と12月に公開買い付けが行

われ、小株主にもオファーし 10.6%を取得した。GE Money と Banco Colpatria の合意によると、2012 年までに前者は後者の株式をさらに 25%買収購入することが可能となっている。

④ メキシコの **Telmex** は、通信網を更新し、電話、インターネット、テレビのパッケージサービスを提供するため、コロンビアへの投資 (M&A) 計画を有している。**Telmex** は既に 5 社を買収し、今回はそれに続くオペレーションである。2007 年には、通信部門により強力な参入を果たすため、ネットワークインフラの近代化に 3 億 4,000 万ドルを投じた。**TV Cable** は、**Telmex** に買収されるまで、ボゴタでテレビ・インターネット・電話のパッケージサービスを初めて提供した企業であった。

2006 年の主な M&A 案件は以下の通り。

① 金属原料、エネルギー原料の供給企業である **Glencor International AG** (スイス) は、コロンビアで 2 番目に重要な製油所の新しい所有者となった。カルタヘナ製油所の株式の 51%を、総額 6 億 5,600 万ドルで買収した。ラテンアメリカにおける **Glencor** 社の存在をさらに強化する目的がある。

② ルクセンブルグの通信グループ **Millicom International Cellular S.A** は、4 億 8,000 万ドルで **Colombia Móvil** を買収した。携帯電話サービスのみならず、無線ブロードバンドを含む広範なプラットフォームを供給する。**Colombia Móvil** は、国内で 3 番手の携帯電話会社である。

③ **SAAB MILLER** は、国内最大のビール製造会社 **Bavaria S.A** の株式 97%を取得した。また、コロンビアにおける工場の拡大と近代化を目的に、今後 5 年間に 10 億ドルを超す投資を行うと発表した。

1.3 コロンビアの対外直接投資の現状

2006 年のコロンビアの対外投資は 109 万 8,000 ドルを記録した。コロンビア中央銀行のデータによると、2006 年のコロンビアの対外投資先として、第 1 位はブラジルで全体の 28%、3 億 500 万ドル相当が投資された。第 2 位はパナマで 28%を占め、2 億 8,800 万ドル相当。米国は第 3 位で 23%、2 億 5,300 万ドル相当である。対外投資先の主要部門は、製造業、電気・ガス・水道であった。

2007 年の対外投資の大半は、パナマなどの第三国を経由して行われた。たとえば、**Bancolombia** 銀行は、パナマを通じてエルサルバドルの **Banco Agrícola** を 9 億ドルで購入した。2007 年の対外投資の主要な案件としては、**Promigas** (ペルーとメキシコに計 4,700 万ドル)、**ISA** (2 億ドル)、**Terpel** (パナマとチリ) がある。

Nacional de Chocolates グループは **Inveralimenticias** を吸収、新会社は 6 つのビジネス (チョコレート、食肉産業、クッキー、コーヒー、パスタ、製菓) に直接参加する親会社となり、この結果、年間売上高は 9 億ドル以上になる。これにより、**Nacional de Chocolates** グループはメキシコの製パンメーカー **Bimbo**、食肉メーカー **Sadia**、ブラジルの鶏と野菜の販売会社 **Perdigão**、アルゼンチンの製菓、チョコレート、クッキー、食品製造会社 **Arcor** について、ラテンアメリカで 5 番目に重要な食品メーカーとなる。

1.4 コロンビアの現状と投資機会

政府は、国の社会秩序の維持と治安の回復を重要な目標として、その努力を惜しまない。これは、国にとり、基本的な人権の尊重と自由な社会の実現を目指すのに重要な課題でもある。いわば、具体的には、国民の安全確保をすることであり、これがひいては、民主主義の実現につながる。この政策は、現在のアルバロ・ウリベ・ベレス大統領による宣言⁹においても安全政策と民主主義の確保という観点から、述べられている。

コロンビア経済は、アンデス地域においてチリに継ぐ規模にあり、中南米諸国全体の平均経済成長率である1.4%を超える(3.4%)。これは、企業などが新規参入を図るには良い条件である。とはいえ、コロンビアは、企業が活動する上で障害となり、解決を要する問題点もかかえる。過去10年もの長きにわたり政府が取り組んできた課題でもあり、具体例としてはインフラ整備や社会開発、そして治安の問題などが挙げられる。

1.4.1 治安

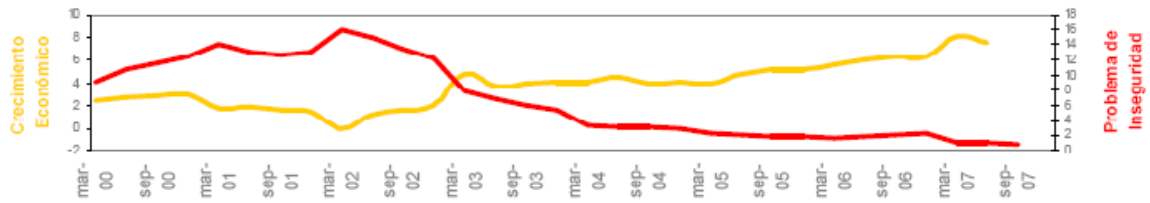
コロンビア政府にとって、治安問題の解決は、大変重要な課題である。この問題により、投資の受け入れや経済成長が左右される。政府もコロンビア社会も、経済が発展するには、投資家の自由な投資が保証され、民間資本が100%保護される環境を提供することが基本的な要件であることを認識している。

国連人権高等弁務官のルイーズ・アルボール女史によると、コロンビアの高官は国際的な人権の遵守およびコロンビアの人権保護に関して述べた報告書の目標達成に着手しており、また多大な努力を図っているとする。

企業家が感じる全般的な治安レベルは、経済成長に伴い、大きく改善されてきている。

⁹民主主義的安全保障。防衛省 2003 年
http://alpha.mindefensa.gov.co/dayTemplates/images/seguridad_democratica.pdf

コロンビア：経済成長と治安



— Crecimiento Económico (DANE) — Problema de Inseguridad (EOIC)

経済成長率（国家統計局DANE）
出展：Poexport—全国工業協会

治安の悪さの問題

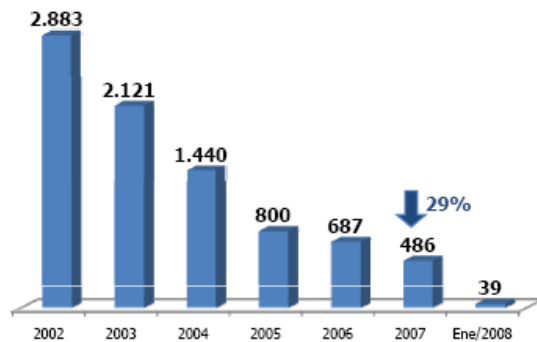
コロンビアの治安は改善し、武力衝突の発生件数も低下してきた。政府は、暴力に関するいくつかの指標を大きく改善させるとともに、3万人以上の非合法武装集団の戦闘員を武装解除した。第一次ウリベ政権の4年間で、コロンビアの右翼武装集団である、自警軍連合（AUC）の戦闘員3万151人が武装解除された。その達成には多額の防衛費が当てられ、2007年の防衛費総額は、国内総生産の6.3%に相当する（防衛省、2008年）。

現政権がかかげる民主主義に基づく治安維持政策は様々な成果をあげており、アナリストのアルフレド・ランヘル氏は、「ゲリラによる殺人、虐殺、誘拐、避難民、違法検問、村の占拠等が減少し、安全になったという実感があり、人々はより安全でより良い生活になったと感じている」と評している¹⁰。

誘拐

2000年法律599号は、誘拐を、「一人の人間を何らかの意図で奪い、連れ去り、隠すこと」と定義している。2002年の誘拐件数2,883件と比較して、2007年は486件に減少している。

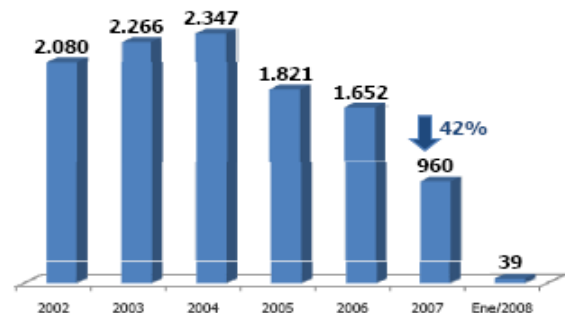
出展：防衛省、2008年



恐喝行為

恐喝とは、自分自身または第三者の非合法利益のために、他者に何かを強要する、何かをさせる、許容する、あるいは無視させる行為である。発生件数は2004年の2,347件から2007年には960件に減少した。

出展：防衛省、2008年



¹⁰ アルフレド・ランヘル、安全と民主主義財団会長、2007年特別報告書第15号「コロンビアにおける年犯罪と被害」<http://www.seguridadydemocracia.org/docs/pdf/boletin/boletin15completo.pdf>

政府が掲げる治安維持の方針により軍への支出が増加、組織の強化や兵士の数が増やされ（国民 1,000 人当たり約 5 人の割合）、全国のより多くの場所に警察が存在するようになった（通常補助員および高校生補助員を含み、2002 年 7 月の 1 万 6,011 人から 2006 年 3 月には 1 万 9,576 人になった）。防衛省によると、治安部隊（警察と軍、民間人を除く）は 29 万 5,957 人から 36 万 9,700 人となった。

このように、ゲリラや非合法武装集団に対する政府の対応は断固としたもので、防衛省の管轄団体 *Fondelibertad* の統計が示すとおり、誘拐、恐喝等の件数が減少してきた¹¹。

1.4.2 インフラの整備

コロンビアにおけるインフラ整備は遅れている。複数の陸路は問題が多く、このため国内輸送費の負担増の要因となっているため、空路など別の輸送手段を確保する必要がある。しかし、公共投資に向けられる国家予算が限られていることからむしろ、民間セクターによる事業実施、資金援助によるインフラ整備プロジェクトが推進される傾向にある。

言い換えると、民間セクターはこれらの公共事業を国家から請け負う機会がある。

経済成長には適切なインフラを保有することが重要である。このため、コロンビア政府は陸上交通網整備を中心とする以下のような複数のインフラ整備プロジェクトを推進している。

- 道路：ヒラルドーイバゲ間、ククタ都市圏域、コルドバースクレ間、カリブルートでの道路整備投資が計画されている。全長 403 キロメートルを工事予定。
- 都市交通：大規模総合交通システムの導入に向けて、国内の複数都市でプロジェクトを推進する。実施予定都市はサンティアゴ・デ・カリ、バランキージャ、カルタヘナ、ブカラマンガ。総投資額は 7 億 200 万ドル。
- 航空：国際貿易に適した空港ターミナルを有することは重要である。このため、国内最大の貨客の受け皿である、ボゴタのエル・ドラド空港の拡張を実施する。また、空路が唯一の交通手段であるアクセスの難しい地域の空港ターミナルの整備も目指す。
- 通信：国内の住宅用固定電話およびコミュニティ電話のネットワーク拡大のため、約 400 万ドルの投資が計画されている。コロンビアは民営化を通じて通信市場開放政策を採っており、同セクターへの民間参入に便宜を図っている。
- 鉱山・エネルギー：当該部門の 3 つの主要プロジェクトは次の通り。1) 電力会社 *Isagen* 株式の民営化、2) ガス輸送会社 *Ecogas* の経営に戦略的投資家を参加させる、3) 国営の電気エネルギーサービス提供会社 5 社の民営化。

1.4.3 社会開発

ここ数年間で購買力は向上してきているとはいえ、コロンビア国民の大半の所得水準は依然として低く、購買力や消費も弱い（国家開発計画 2006-2010）。

¹¹ 人間の自由擁護国家財団 <http://www.antisecuestro.gov.co/>

「国家開発計画 2006-2010」の中では、貧困に対する公共政策の一環として、「絶対的貧困減少のための保護ネットワーク (Red Juntos) ¹²」が提案された。この目的は、最貧困世帯を国家の社会ネットワークに組み込み、次に挙げる事項を通じて状況を改善しようとするにある。すなわち、1) 最貧困世帯に対し社会サービス供給を集中する、2) 最低の生活条件を確保できるよう、資金や投資への優先的アクセスを支援する、3) 各世帯が自ら状況改善に努力するよう裨益者の責任を定める。

「社会活動と国際協力のための大統領府機関 (Accion Social) ¹³」は、13 の様々な政府機関と協力して、最貧層撲滅のための相互扶助 (Red Juntos) の推進に取り組んでいる。2007 年から 2010 年の間に、最貧層および国内避難民 150 万世帯を対象に、ミレニアム開発目標とコロンビアの長期計画 Vision 2019 で提起した目標の達成を図る¹⁴。

・貧困および最貧層の指標は、世帯の受ける補助金は考慮せず、世帯の収入（労働その他の所得）のみを計算したものである（国家企画庁DNP、2007年）¹⁵。

-貧困率は、2002年から2006年にかけて11ポイント低下し、56%から45%となった。

-最貧層の率は同期間に10ポイント低下し、22%から12%になった。

-最低賃金（月額）は、19%増加し、2002年の38万3,000ペソから、2006年は45万5,000ペソ、2007年には46万1,500ペソへと引き上げられた。

国内の主要13都市において、貧困と最貧層の削減が2002年から2006年に大きな進捗を示し、貧困率は平均で12.9%減少した。

同期間に、貧困率がもっとも大きく減少した都市は次の都市である。

- ブカラマンガ： 40.8%→23%
- ボゴタ： 38.3%→23.8%
- ビジャビセンシオ： 42.3%→27.3%
- カルタヘナ： 51.2%→33.1%

このほか、ペレイラ、メデジン、ククタ、バランキージャ、マニサレスなどの都市でも、同時期に貧困率が20%以上低下した。

2002年から2006年に貧困率と最貧層の削減が進んだ主な理由は以下の通りである。

¹² 貧困及び絶対貧困は、Documentos Conpes Social 102(2006年9月)

<http://www.dnp.gov.co/PortalWeb/Portals/0/archivos/documentos/Subdireccion/Conpes%20Sociales/102.pdf>において定義されており、2005年水準は、月額個人収入90,710ペソ(絶対貧困)、同224,307ペソ(貧困)となっている。

¹³ 社会活動と国際協力のための大統領府機関は、社会問題、避難民対応、紛争被害者への対応、国際協力を担当する機関である。Red Juntosに関する詳しい情報は、以下のアドレスで入手できる。

<http://www.accionsocial.gov.co/contenido/contenido.aspx?catID=3&conID=2392>

¹⁴ Vision 2019。2005年8月に、コロンビア国政府は「コロンビア200年記念のビジョン、2019」を発表した。これは、14年後に独立200年を迎えるにあたり、国の長期計画を打ち立てた野心的な提案である。

¹⁵ 国家企画庁 (DNP)

http://www.dnp.gov.co/PortalWeb/Portals/0/archivos/documentos/GCRP/Comunicados_Prensa/mar_27_07_pobreza.pdf

- 同期間のコロンビアの実質経済成長率は平均5%であった。2006年には6.8%、2007年は7.5%と記録的水準に達した。
- 世帯、特に最貧困世帯の収入が改善したため、所得間格差が縮まった。すなわち、成長の平等性が確保できた。
- 貧困層向けの社会政策が効果的に実行された。
- 貧困率の低下幅の6割は経済成長効果、残りの4割は収入分配の平準化による。
- 絶対的貧困の減少の6割は収入分配の平準化、残りの4割は経済成長効果に起因する。

2002年6月から2006年6月の間に、コロンビアの世帯当たりの平均収入は実質18.8%増加した。これにより、より多くの世帯が、貧困または最貧状態から脱し、生活条件を改善することができた。

2. 国直接投資に関わる全般的制度・規則

2.1 外国直接投資に関わる諸制度（法律、省令、決議等）

コロンビアは、1996 年から『コロンビアにおける投資家のための法的安定に関する法律』（2005 年法律 963 号により改正）を有しており、投資家に対する法的安定性を確保している¹⁶。この法律は、明快かつ安定したルールに基づきコロンビアへの投資を奨励することを目的としている。同法律により、国内・外国投資家は、政府との間に保護契約関係を持つこととなり、法規制の変化によって生じるリスクを軽減することが可能となった。

「法的安定性に基づいた契約」は、契約実施中に投資にかかる規則や契約に定められた事項の解釈が投資家にとって不利に変更された場合、これらの修正が適用されないことを保証するものである。

これらの契約に署名できる投資家は、国内で最低 100 万ドル、つまり現行の最低法定賃金月額 7,500 ヶ月分（約 100 万ドル）の新規投資を行う、または既存の投資の拡大を行う国内外の自然人、法人、または業界団体である。

いかなる新規投資も、同契約に基づき中央政府または地方政府の規則によって保護される。法的安定性を得られる代わりに、投資家は年間投資額の 1%にあたる額を、毎年、代価として支払わなければならない。

投資家は投資契約の申請を政府内委員会に提出し、国家開発計画およびそのために発行される国家経済社会政策審議会（CONPES）文書の定めるところに従って委員会の調査を受け、承認あるいは却下の判断を受けなければならない。契約は国家企画庁に登録しなければならない。国家企画庁は毎年、締結された契約、これらを保護する規則、投資金額と財政的影響について議会に報告しなければならない。

契約は署名をもって発効され、期間は 3 年以上 20 年以下でなければならない。契約は、その内容が実施されなかった場合、または投資が部分的あるいは全額引き上げられた場合、契約料が支払われない場合、あるいは契約能力がなくなった場合、契約期間内であっても終了したと見なされる。

コロンビア国内外で過去に、コロンビアの法規で罰則適用対象となる汚職行為を理由に有罪判決を受けた者、または確定行政通告により罰則を受けた者は、「法的安定性に基づいた契約」に署名することはできない。契約によって生じる紛争解決には、コロンビアの法律に従い国内の仲裁裁判所で審議されることになる。

国家経済社会政策審議会（CONPES）は、外国投資に関する規則を定める機能を有する。同審議会は当該分野に関する全ての規則を一つにまとめ、国際投資統一法を制定した。これは実質的枠組みの中に外国投資の原則と適用範囲を定めたものである（1991 年 CONPES 決議 49 号）

¹⁶ 2005 年法律 963 号

http://www.camaracolombojaponesa.com.co/documentos/ComPromProtInv/Ley_963_08_07_05.pdf

外国投資に関する主要な法律は 1991 年法律 51 号、1991 年 CONPES 決議 52 号、1992 年 CONPES 決議 53、55、56、57 号である。また、投資法の一部を成すのは、1993 年 CONPES 決議 60 号、1993 年政令 2348 号、1994 年政令 98 号、1812 号、2012 号、2764 号、1995 年 517 号、および 1295 号である。

現在、最も重要な投資法の規則は以下の通りである。

- 2000年政令2080号：外国資本によるコロンビアへの投資、およびコロンビア資本による海外への投資に関する総合制度を定義。2000年に国家企画庁により発効された規則で、外国投資に関する最も重要な法令である。コロンビアの対外投資とは、コロンビアで創出された為替権利を有さない資産で海外に企業を所有すること、および利潤、利子、コミッション、借款の償却、ロイヤルティ、その他技術的サービスや資本の償還から発生する払い戻し義務のある金額の、海外への再投資または増資と理解される。
- 2003年政令1844号：外国資本によるコロンビアへの投資、およびコロンビア資本による海外への投資に関する総合制度を改正。
- 2004年政令4210号：外国資本によるコロンビアへの投資、およびコロンビア資本による海外への投資に関する総合制度を改正。
- 2005年政令4474号：外国資本によるコロンビアへの投資、およびコロンビア資本による海外への投資に関する総合制度を改正。
- 2005年法律963号：コロンビアにおける投資家のための法的安定性に関する法律が制定された。

2.2 コロンビアに存在する会社の種類、全般的規定

2.2.1 商事会社

コロンビアの法規により会社の形態が定められている。法人は資本金額、共同経営者数、組織構成など、法律にてそれぞれの形態別に定義されている。地方によって差異があるため、会社設立の際には所在都市の商工会議所において、規定を確認する必要がある¹⁷。

資料2の表において、各商事会社の特徴に関する概要を説明する。

商事会社は、主として以下に分類される。

合名会社：この形態の会社では、構成員間の信頼関係が重要である。責任は共同かつ無限であり、全ての出資社員が他の経営者の株式に対して個人的かつ共同で責任を担う。社名は、フルネームあるいは経営者のいずれかの姓に「...会社 (& Compañía)」、「...兄弟会社 (Hermanos)」、「...と子息 (e Hijos)」などを付けなければならない。設立には 2 名以上の経営者が必要である (上限はない)。資本については経営者それぞれが異なる額の出資を行うことができ、各経営者は出

¹⁷ 外国投資に係る公的機関のリンクと参考図書(項 (巻末資料3) 参照。

資額にかかわらず、役員会の議決権を有する。法的代表権は、組合や第三者に委託する場合を除き、全ての経営者が有する。

合資会社：この形態の会社の共同出資者には経営者と出資者という2つのタイプがある。経営者は会社経営を担当し、代表権と責任は共同かつ無限である。出資者は会社経営には関与せず、それぞれの出資金額に応じた社会的義務を果たす。社名は、経営者の一人あるいは複数のフルネームまたは姓のみに「...会社 (& Compañía)」と付け、さらに単純合資会社の場合には「S. en C.」、株式合資会社の場合には「S.C.A」を付ける。単純合資会社の資本に関しては、会社設立時、あるいは資本変更時に支払わなければならない。また、経営者と出資者が最低1名ずついなければならない。会社は出資者が出資する資本金、または出資者の出資と経営者の出資の合同で設立することができ、後者の資本金は両者に同等に割り当てられる。この構造は、コロンビアでは家族経営の企業に利用されている。

他方、株式による合資会社の場合、最低1名の経営者と5名の株主が必要である。資本は認可された資本に相当する株式により構成され、それらは設立時に記名される株式数（記名資本）、および後に発行されるために金融資産として残っている株式（無記名資本）に該当する。記名資本は、共同経営者に支払い義務のある株式として表される認可資本の一部である。支払済み資本とは、会社を実質的に入金された記名資本である。

有限責任会社：この形態の会社を設立するためには、2名以上25名以下の経営者が必要である。これらの会社名には、「...会社 (& Compañía)」、「...兄弟会社 (Hermanos)」、「...と子息 (e Hijos)」などの表現に、「有限会社 (Limitada)」、または略語で「Ltda.」と付いている。共同経営者の責任は出資金額を上限とする。資本は会社設立時、または増資時に支払わなければならない。資本は同等に割り当てられ、それぞれ議決権を有する。

株式会社：株式会社が設立され、機能するためには、最低5名の株主が必要である。社名は会社の目的とする活動名に「株式会社 (Sociedad Anónima)」、または略語で「S.A」と付ける。株式会社は、その他の商事会社について商法が定める通常の手続き、または株式の記名により設立することができる¹⁸。

株式会社の特徴は以下の通り：

- 資本は株式に分けられ、定款の中で、認められた資本額、記名額、支払済み額、株式の種類、名目金額を明記しなければならない。
- 株主は、自分の出資した金額を上限に、出資先会社の義務を担う。
- 会社設立時、株主は、認可資本の約50%に記名し、記名資本の少なくとも33%を支払わなければならない。残りの記名資本は、会社設立から1年以内に支払わなければならない。
- 株式会社の資本金は、同額の株式に分割され、取引可能な有価証券となる。

¹⁸ 商法、1995年法律222号68条（第1部：会社制度、第7章：株式会社）
<http://www.mincomercio.gov.co/econtent/Documentos/inversion/CodigodeComercio.pdf>

- これらの株式は、株主に与えられる権利に応じて、普通株式と特別株式に分けられる。
- 企業の経営は、法的代表者、取締役会、株主総会が担う。
- 法的代表者とその代理人は、取締役会で選出され、交替する。これは、定款の中で株主総会にこの機能を定めている場合は除く。
- いかなる株主も、会社の資本金に相当する株式全体の 95%以上を所有することはできない。
- 取締役会は、少なくとも 3 名の役員あるいはその代理人によって構成され、その権限は、会社定款の中に定められる。
- 株主総会は、企業定款の中で定められる定数の株主によって構成され、定款に定められた日付に少なくとも年に 1 回、あるいは各会計年度終了後から 3 ヶ月以内に開催されなければならない。
- 株式会社は、普通株式、投票権なしの特別配当株式、普通社債、強制社債、または転換社債の発行・販売により資金を得ることができる。
- 株式会社は、発行株式の 50%以上の法定準備金を持たなければならない、これは各会計年度の純利益 10%から構成される。また、株主総会での決定に従い、任意準備金を設立することができる。
- 法的代表者は、コロンビア人、外国人いずれの法人でも自然人でもよい。
- 会計監査人を定めなければならない。
- 利益の配当は、各会計年度終了時の株主総会で決定され、発行済み株式の割合に従い配当される。配当割合は、純利益の 50%以上でなければならないが、株主の 78%がこれに反対する場合は除く。

匿名組合：この種の会社は、商業活動を行い、利益を分配する目的で、2名以上が資金あるいは労働やその他の財を出資することで合意し設立される会社であるが、公的書類による会社設立は行われない。それゆえ、匿名会社は次のような問題を抱えることになる。すなわち、法人格を有せず、よって事業運営において共同経営者が得る権利や義務は、全ての経営者にとって好都合のものもあれば、不都合なものもあり、場合によっては、個人資産をもって負担しなければならない。法人格を有さないため、会社を個別化する社名を持つことができず、また、商工会議所に会社登録することもできない。

2.2.2 支店と個人企業

外国企業の支店

コロンビアで恒常的に活動を行う全ての外国企業は、コロンビアに支店を設立しなければならない。

また、恒常的活動とみなされない活動を行う場合でも、いかなる外国企業も支店を設立することができる。商法においては、外国企業がコロンビアで恒常的活動を行っていると判断される諸条件が定められている。

支店設立には、外国企業の存在と法的代表性を証明する書類、およびコロンビアに支店を設立するという外国企業の決定を明らかにする決議あるいは書類を登録することが必要である。憲法では、手続きを公正証書にすることを定めており、国内で支店設立場所として選んだ地方の商工会議所に登録する。

技術的側面から見ると、外国企業の支店は、本社に属する営業拠点であるため、法人格は有さない。支店の資本金は、本社により決定され、コロンビアにおける義務遵守の全般的保証となる。

支店の代表は、コロンビア国内において当該企業を代表し、社内の第三者に対しては本社を代表する人物としての役割を担っている。

この種の支店で発生する利益は、該当する納税義務と為替義務を果たした後、外国に送金することができる。

個人会社

個人会社とは、その資産の一部を企業活動（単数または複数）のために出資する一自然人、あるいは一つの法人によって設立される会社である。既存の商事会社および企業家としての質を備えている自然人によって設立することも可能である。また共同経営者が、全ての持分を一人に譲渡し、一つの法人が個人会社になる場合もある。社名には「個人会社（Empresa Unipersonal）」または、略語で「E.U.」と付ける。経営者は、無限責任を担う、つまり、個人会社やその略語が使用される場合、出資者自身の資産で事業責任を負う。

次表に、支店や個人企業の主な特徴を記載する：

個人企業		支 店
経営者数	1名	規定なし
資本金	制限なし	制限なし
会社組織	法的代表者（選択制）	法的代表者
資本金の支払い	会社設立時に支払わなければならない。	支店設立時に、資本全部を支払わなければならない。
増資	公正証書が必要	正式な書類は必要ない。
会計監査	不必要	必要

出典：Proexport

2.2.3 会社設立の手続き

個人会社、および支店を除く、会社設立の一般的手続きは以下の通りである（特例については添付2表を参照）。

第1：会社設立を決定し、設立する法人の種類を決定するため、経営者を募る。

第2：該当する商工会議所の登録事務所で、登録を希望する社名や名称が存在しないことを確認する（自然人の場合、第5へ）。

第3：以下の情報を含む設立書類を作成し、公証役場に提出する。

- （経営者の）氏名
- 経営者（社員）の住所
- 名称または社名

- 新会社の住所
- 会社の設立目的
- 会社の種類
- 資本金
- 経営形態
- 経営者の権限と権利
- 通常あるいは臨時の総会や取締役会の招集形態
- 設置（運営）期間
- 解散事由
- 清算方法
- 法的代表者の氏名
- 住所
- 法的代表者の権限と義務
- 会計監査人の権限

第4：公証役場で公正証書を作成。

第5：会社、または自然人を、該当する商工会議所の商業登録に登録する。これには以下の手続きが必要となる：

- 公証役場で認証された公正書類を提出する（法人の場合のみ）。
- 事例に応じて、商業施設（ある場合）、法人、支店、あるいは自然人の商業登録用紙を記入する。

第6：該当する商工会議所で、存在証明、法的代表証明（法人の場合）、または、商業登録証明（自然人）を得る。

第7：会計簿を登記する。取引内容により、日々の会計、原簿、在庫、収支。

第8：毎年3月31日までに商業登録を更新する。

2.2.4 会社運営の手続き

- 該当する商工会議所で工業・商業登録を行う（税務登録を申請し、活動に応じて該当する制度に分類される）。この手続きを必要とする都市は限られているので、各市商工会議所に確認が必要。
- 労災管理会社の安全証明書を取得する。
- 該当する市役所または計画局の許可を申請する。土地の用途、騒音、就労時間、場所、施設の用途などに関する規則の要件を満たす。
- 著作権使用料を支払う（その施設内で、音楽等を商業目的で使用する場合）。
- 管轄地域の衛生局で衛生登録を申請する。

2.2.5 税務手続き、納税者番号 (NIT) および統一税務登録 (RUT)

RUT の登録

このサービスは、手続き簡素化法の施行以来、国税・関税局 (DIAN) によりシステム化されており、商工会議所で会社設立、および投資の手続きを行うと、商工会議所が DIAN に対しこの登録手続きを行うシステムになっている。

DIAN のホームページを通じて、税金、関税、為替の納付責任者として登録を行うためのフォーマットに記入し、申請することができる。納税者番号 (NIT) を有し商業登録を行っている法人、または商業登録を必要としない法人、自然人の商業従事者は、現行の法律に従い、組織の性質と形態、代表者、経営者及び取締役会メンバーまたはそのいずれか、会計監査員、会計士、施設に関する情報を提出しなければならない。一時的な提携、業界団体等もこの登録を行う。

RUT

所得税申告を行う自然人の統一税務登録 (RUT) は、DIAN で行わなければならない。この自然人 (給与所得者、出資者、自営業、所得税のみの申告者) の税務登録は、DIAN のインターネットサービスを通じて、登録手続き用の申請書を記入することで申請を行うことができる。

商業従事者、個人会社、匿名組合、輸出業者、民間企業 (株式会社、株式合資会社、合名会社、有限会社、単純合資会社)、商事会社等、会社の種類によって添付すべき書類は異なる。

手続き簡略化法により、商工会議所は、DIAN に全ての企業の税務手続きを直接申請することができる¹⁹。

2.3 外国投資に関わるコロンビアの税制度

国税と地方税

国税は、政府により、全ての地方、県、市 (行政区分の大きい順) において徴収される。地方税は、工業商業 (営業) 税、固定資産税、登記税で、政府が定める範囲内で変化しうる。

企業の創設に関わる税制だけでなく、商品の販売やコロンビアから輸出を行う際の優遇措置としての税制など、事業実施に必要なすべての税制について知っておくことが重要である。

コロンビアの現行税制に関する重要事項は以下の通りである。

¹⁹ DIAN のホームページアドレスで手続きを行うことができる : <http://www.dian.gov.co/>

付加価値税 (IVA)

コロンビアにおける動産・商品の販売、サービスの提供、および動産・商品の輸入に際し、法律で除外されていないものに対して全般的に課される。

一般税率：16%。

税率は、一部品目により異なる： 2%、7%、10%、11%、20%、21%、23%、25%、29%、33%、35%、45%

所得税

現行の財政規則によれば、所得税とは資産の増加を生む収入全てに課税されるものであり、非課税所得または所得や利潤とならない収入と見なされるものは課税対象外となる。純所得は、これを得るために必要とされた費用や支出を収入から控除した結果として算出される。

直前の課税年度最終日における純資産の6%相当が、最低課税所得、いわゆる推定所得となる。

自然人および法人の所得税

自然人に対する税率：複数の税率が存在する。税法 868 条 (2006 年 12 月 27 日法律 1111 号 50 条にて改正) により、国税関税局によって管理される税金と納税義務に関する規則に含まれる金額を調整する測定方法として、課税基準単位 (UVT) が創設された。同制度は課税対象額や範囲を実際金額ではなく、単位として制度化したもので、毎年国税・税関庁によって制定される。なお、2008 年の課税基準単位は 2 万 2,054 ペソである (2007 年 12 月 6 日付国税税関庁決議第 15013 号にて規定)。

国内企業、および外国企業に対する税率：現行規則によると、あらゆる性質の外国企業、及び外国機関を含む。株式会社、有限会社、その他同様の企業に関わる唯一の所得税率は、課税年度 2007 年までの税率が 34%、課税年度 2008 年からは 33%となる。

自然人、居住外国人に対する税率、法定義務的遺産、寄付

寄付または法定の義務的遺産、特別な目的に向けられる資産や国内に居住する外国人に生じる相続財産、コロンビア人の自然人およびコロンビアに居住する外国人自然人に対する税金は、以下の表により算出される：

所得税率 (累進課税方式)

UVT による範囲		税率	税金
から	まで		
>0	1,090	0%	0
>1,090	1,700	19%	(課税所得または UVT で表記された課税利益 - 1,090UVT) × 19%
>1,700	4,100	28%	(課税所得または UVT で表記された課税利益 - 1,700UVT) × 28% + 116UVT
>4,100	以上	33%	(課税所得または UVT で表記された課税利益 - 4,100UVT) × 33% + 788UVT

出展：所得税制度

非居住外国人により受領される配当金または利益分配に対する特別税率

国内に拠点を持たない企業やその他の機関、その他の非居住者により受領される配当金や分配利益に対する所得税率は以下のとおり。

1993 年度：12%

1994 年度：10%

1995 年度：8%

1996 年度以降：7%

対内投資や対外投資に悪影響を与えていた、株式に関わる所得税が軽減されたことは、安定した契約とともに、投資を保証する安定した条件ができたことを意味する。

臨時所得にかかる税金

2007 年課税年度中の固定資産（不動産、株式または出資金）の譲渡による所得、または臨時所得を特定するに当たり、以下のいずれかの算出方法を用いて金額を決定する。

1. 譲渡された固定資産の税務上の価格を元に算出される。株式や出資金の場合は、課税年度 2006 年の所得申告に記載された金額に係数 1.05 を掛ける。不動産の場合は 1.32 を掛ける（2007 年に取得された資産の場合）。

2. 譲渡された資産の取得価格に、次表にある同資産の取得年に該当する係数を掛け、税務上の価格が算出する（2006 年以前に取得された資産の場合）。

取得年	株と出資金	不動産	取得年	株と出資金	不動産
1955 まで	1,969.64	7,720.57	1981	61.29	240.00
1956	1,930.21	7,566.26	1982	48.76	191.09
1957	1,787.24	7,005.88	1983	39.18	153.55
1958	1,507.93	5,910.90	1984	33.65	131.94
1959	1,378.60	5,403.98	1985	28.50	114.50
1960	1,286.72	5,043.79	1986	23.34	94.79
1961	1,206.27	4,702.94	1987	19.28	80.38
1962	1,135.40	4,450.43	1988	15.72	60.66
1963	1,060.48	4,156.97	1989	12.32	37.82
1964	810.90	3,178.77	1990	9.77	26.16
1965	742.36	2,909.95	1991	7.41	18.23
1966	647.66	2,538.77	1992	5.83	13.65
1967	571.02	2,238.48	1993	4.68	9.70
1968	530.24	2,078.48	1994	3.82	7.06
1969	497.44	1,949.95	1995	3.13	5.03
1970	457.40	1,792.99	1996	2.65	3.72
1971	427.07	1,673.93	1997	2.29	3.08
1972	378.43	1,483.60	1998	1.95	2.37
1973	332.74	1,304.64	1999	1.68	1.97
1974	271.81	1,065.78	2000	1.54	1.96

1975	217.40	851.94	2001	1.42	1.90
1976	184.85	724.55	2002	1.32	1.75
1977	147.39	577.44	2003	1.24	1.57
1978	115.58	453.08	2004	1.16	1.48
1979	96.54	378.39	2005	1.10	1.39
1980	76.27	299.15	2006	1.05	1.32

臨時所得となる収入
2年以上所有している資産の譲渡による所得
2年以上存在した会社の清算による利潤
相続、遺産、寄付
宝くじ、賞、福引、賭け等

非課税となる臨時所得		
内 容	2007年ペソ換算	2008年ペソ換算
相続人や配偶者以外の人物への相続、遺産、または寄付の20%で、1,200UVTを上限とする。	2,516万9,000ペソ	2,646万5,000ペソ
死亡、または配偶者割当てによる、相続人および配偶者への配分で1,200UVTを上限とする。	2,516万9,000ペソ	2,646万5,000ペソ

税 率

自然人等	所得税表の税率による
宝くじ、福引、賭け等による臨時所得	20%

出典：DIAN

印紙税

税率：1%。

国内で義務を発生、変更、終了したことを有効にするための特別文書（契約等）の作成にかかる税金で、毎年政府により決定される金額を超えるものにかかる（2008年は1億3,232万ペソ以上が課税対象）。

工業商業税（営業税）

税率：ボゴタ市：0.414%～1.38%、その他の都市：0.2%～1%

全ての工業、商業、サービス業に課税される地方税で、市によって、2 ヶ月毎の収入または年間収入に対して課税される。

固定資産税

税率：0.1%～3.3%。

地方税。不動産が存在する市町村が不動産価格に基づき税率を決定する。

登記税

税率：総額がないもの：法定最低賃金 2 日分から 4 日分

税率：総額があるもの：0.3%～1%の間で、各県議会により定められる。

法的規則により商工会議所または土地不動産登記事務所に登記しなければならない。個人が譲渡する側、あるいは裨益者となりえる法的行為、契約、取引、および書類の登記に対して課税される。

金融取引税

税率：1,000 ペソに対し 4 ペソ

金融取引税（スペイン語の略語 GMF）は、当座預金口座または普通預金口座、またはコロンビア中央銀行の預金口座に預けられている資金を使つての、または小切手の振り出しによる、金融取引の実行に対し課税される。

同様に、異なる共同所有者間の共同金融資産に関わる資金や権利の動き、当座預金口座、普通預金口座、預金口座とは異なる口座に対し、何らかの支払いや第三者への振込みを行うためになされる引き出しや引き落としに対しても課税される。

送金税

コロンビアで取得された所得や臨時所得を海外に送金する際に、所得裨益者に抛らず、送金の内容により課税される税金であったが、この税金は 2006 年法律 1111 号 78 条により廃止されており、現在は無税（0%）である。

源泉徴収

支払いや払い込みされる額に対し、これらを行う者が一定額を差し引くもの。所得税の前払いであり、支払いまたは払い込みの裨益者の負担となる最終所得税から控除される²⁰。

主な国税は、所得税と補足税、資産税（一時的なもの）、販売税（付加価値税）、金融取引税、印紙税、登記税である。以下に税金の概要について一覧表を記載する。

²⁰ Proexport. <http://www.proexport.com.co/vbecontent/NewsDetail.asp?ID=3208&IDCompany=16>

税の概要

税金の種類	内 容	税 率
所得税	課税対象年度に、資産を増加させる、または負債を減少させることにより、財産の増加を招いた収入に対して課税される。	課税対象純所得の 33%
臨時所得	以下を要因とする収入に対して課税される： <ul style="list-style-type: none"> ● 2年以上所有した固定資産の売却により得られた利潤 ● 会社の清算により得られた利潤 ● 相続、遺産、寄付、配偶者割当として得られた利益 ● 宝くじ、福引、賭け等による利益 	33% 宝くじ、福引、賭け等の場合は 20%
資産税	2006 年法律 1111 号により、2007 年から 2010 年の間の一時的期間のみ定められた。2007 年 1 月時点の財産が 30 億ペソ以上の自然人、法人が負担する税金である。	2007 年 1 月 1 日時点において、納税者が所有する純財産の 1.2%。国営企業の株式、自宅や居住するマンションの最初の 2 億ペソまでは非課税。
付加価値税 (販売税)	サービス提供、商品の販売と輸出に課税される IVA は付加価値税であるため、課税対象となる取引に使用される商品やサービスについて支払われた IVA (付加価値税) は控除される。	商品またはサービスの種類により異なるが、一般的には 16%
金融取引税	当座預金口座、普通預金口座、預金口座への資金の振込み、または小切手振り出しの実施に課税される。同じ機関や同一人物に属する口座間の資金の移動に対しては非課税。	取引額の 0.4% 所得の要因となった活動に関わらず、支払い済みの税の 25%まで控除可能。
印紙税	国内で義務を発生、変更、終了したことを有効にするための特別文書 (契約) の作成に課税される。コロンビア国政府によって定められた額を超えるものが課税対象となる。	契約額の 1% (2008 年)、2009 年は 0.5%、2010 年以降は 0%
登記税	法的規則により商工会議所または土地不動産登記事務所に登記しなければならない、個人が譲渡者、あるいは裨益者となる法的行為、契約、取引、書類の登記に対して課税される。	契約額の 0.3%～1%。 行為や契約種類により特別税率がある。
工業商業税 (営業税)	地方内で行われる工業、商業、サービス業の活動に対する課税。輸出には課税されない。 所得の創出と関係するものに限り、支払済みの同税は 100%差し引かれる。	以下の範囲内で、各地方自治体により定められる： <ul style="list-style-type: none"> ● ボゴタ市：0.414%～1.38% ● その他の都市：0.2%～1%
固定資産税	該当する地方自治体の中にある不動産に課税される。 所得の創出と関係するものに限り、支払済みの同税は 100%差し引かれる。	各地方自治体により定められる。不動産査定額の 0.1%～1.6%までの範囲。市街化可能地区で市街化されていない不動産については、税率は最高 3.3%。

出典：Proexport

2.4 移民管理制度

外国人は、コロンビア国内でコロンビア人に与えられる市民権と同じ権利を享受する。しかしながら、秩序の理由から、法律により、特別な条件に従わせたり、外国人に対し一定の市民権の行使を拒否したりすることができる。

同様に、外国人は、憲法 100 条や法律により定められた制限を除き、コロンビア国内でコロンビア人に与えられるのと同様の保証を享受する。

コロンビアの移民管理制度は、投資家あるいは被雇用者としての、コロンビアへの外国人の入国を管理することを目的としている。

査証申請は、当事者自身、サービスを提供する団体や企業、法的代理人または外国人の委任を受けた者が行うことができる²¹。

主な査証の種類は以下の通りである。

1. 商用査証：コロンビアの国内企業または外国企業と関係を有する法的代表者、経営者、工業従事者、商業従事者に与えられる。
2. 特別一時査証：司法手続きに参加する、または自営業的な活動を行う、債権所有者として入国する、商業施設の経営者または所有者としての行為を行う等、特別な事由で入国する外国人に授与される。
3. 投資居住者査証：10 万ドル以上の直接外国投資を自らの名義で行う外国人に与えられる。
4. 就労一時査証：特定の職務を遂行するために企業、機関、あるいは自然人により契約された外国人新聞記者、および国家機関により任命された外国人等に与えられる。
5. 技術的訪問者査証：公共あるいは民間機関に、緊急の技術的サービスを提供するためにコロンビアを訪れる外国人に与えられる。

以下、各手続きについて、料金と共に記載する。

査証の種類	内 容	条 件	料 金
商用査証	外国企業の法的代表者、役員、経営者に対して与えられる。 ビジネス目的または市場調査を実施するために入国を希望する者で、商業従事者、工業従事者、経営者、ビジネスマンとしての条件を明らかにする外国人に対して。	複数回の入国で 4 年間有効。入国ごとに滞在できる期間は最高 6 ヶ月。	30 ドル
企業家一時査証	コロンビアの国内企業または外国企業と関係を有する商業、工業、またはサービス業の外国企業の法的代表者、役員、または経営者である外国人に与えられる。この査証により、経営者会議への出席、取引締結、法的、戦略的、経済的関係を有する企業の経営監督等、企業経営活動を実施することができる。	複数回の入国で 5 年間有効。入国ごとに滞在できる期間は最高 1 年。当該外国人が 180 日以上国内を不在にする場合、失効する。	155 ドル

²¹ Invest in Bogota, <http://www.investinbogota.com/content/modules/general.jsp?ID=1894>

特別一時査証	コロンビアに所在する商業施設、商事会社の経営者または所有者、あるいは債権所有者として入国する外国人に与えられる。	複数回入国できる、1年間有効の査証。当該外国人が180日以上国内を不在にする場合、失効する。.	130 ドル
訪問者一時査証	以下の外国人に与えられる： <ul style="list-style-type: none"> 労働関係がない場合に限る。コロンビアに会社設立の意思はなく、商業あるいは企業活動を行う目的で入国しようとする場合。 機関により発行された、必要とされるサービスの緊急性を証明する責任状を事前に提出することで、公的あるいは民間機関に緊急に技術サービスを提供する目的で入国しようとする場合。サービスを要請する機関が、規定期間以上、外国人技術者が滞在することが必要であると考えられる場合は、就労一時査証を申請しなければならない。 	発効日より180日間有効。複数回の入国が認められる。	55 ドル
投資居住者査証	投資家の資格を有する外国人で、コロンビアに定住しようとする外国人。国際投資家法の定めに従い、外務省が定める金額の直接外国投資（現行：10万ドル）を、自らの名義で行う外国人が、投資家とみなされる。	複数回の入国可能で、無期限。当該外国人が国内から連続2年以上不在にする場合、失効する。	105 ドル
就労一時査証	以下の外国人に与えられる： <p>公的あるいは民間企業、機関、組織、または自然人により契約され、その専門の仕事や活動を行うために入国、国内に滞在しようとする外国人。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急技術サービスを提供するために訪問査証または入国許可により入国したが、当該サービスを要請した機関が、より多くの期間の滞在が不可欠であると考え、申請する場合。 商業、工業の公的、あるいは民間機関の役員、技術者、職員で、その期間の特別な職務を担うために海外から派遣される者。 要請を行う企業、機関、或いは自然人の責任に基づき、その要請によって査証が発行される。 	複数回入国可能で2年間有効。	205 ドル

出典：Proexport

詳しい情報は：

在日コロンビア大使館領事部

電話番号：(03) 3440-6491

メールアドレス：embajada@emcoltokyo.or.jp

全般的情報と査証申請用紙のダウンロードは：

http://ja.colombiaembassy.org/index.php?option=com_content&task=blogcategory&id=13&Itemid=48

2.5 コロンビアの労働法

コロンビアは、競争力の高い人材と労働制度を有している。

コロンビアの労働権の法的枠組みは、1991年憲法、コロンビアが調印している国際条約、および労働基本法により定められている。

憲法によると、労働権は全ての国民の基本的権利であり、国家により保証されるべきものである。また、憲法は、労働者および雇用者に対して、労働組合権を認めている。これらの規定は、世界人権宣言、経済的、社会的、および文化的権利に関する国際規約、市民的および政治的権利に関する国際規約、人権に関するアメリカ条約等、コロンビアが調印している国際条約に従うものである。

労働権利は2つの分野に分かれる。雇用者と労働者の関係を定める**個別的労働権**と、労働者組合であるなしに関わらず、雇用者と労働者間の集団の関係を定める**集団的労働権**である。

2.5.1 労働契約

労働契約には特別な形態は要求されず、口頭でも書面によるものでもよい。期間により、一定期間契約と不特定期間契約、特定の業務にかかる期間の契約、および一時的または臨時の契約がある。

2.5.2 給与

2.5.2.1 通常給与

給与は、両者により合意された金銭または現物支給による基本報酬に、夜間労働報酬、時間外労働報酬、諸手当または交通費、法定休日の就労に対する報酬等、被雇用者が受ける全ての報酬を加算したもの。さらに雇用者は、法律や団体協定により定められた給付金や利益、または雇用者により一方的に定められた利益がある場合、それらを被雇用者に支払わなければならない。

2.5.2.2 現行の法定最低賃金（スペイン語の略語：SMLV）

コロンビア国政府は、国内の主な労働者連盟や企業組合との合意に基づき、毎年法定最低賃金を定める。企業は、法定の週48時間労働を行う労働者に、最低賃金以上の給与を支払わなければならない。コロンビアでは、業務内容ごとの給与区分や最低賃金は設定されていない。

雇用者と労働者は給与について自由に合意できるが、法定最低賃金、集団合意により定められた賃金、または裁定により定められた賃金を遵守しなければならない。2008

年度の法定最低賃金月額は 46 万 1,500 ペソである。2007 年 12 月 27 日付け法令 4965 号により規定²²。

2.5.2.3 総合給与

この給与支払い形態では、通常の労働に対する報酬に加えて、休暇を除き、給付金、割増金、夜間や時間外、休日や祝祭日労働に対する報酬、法定賞与、法定外賞与、休職手当、休職手当での利子等が事前に加算されている。

この種の給与に関しては書面で労働者と雇用者の間で取り決めなければならない、基本給として法定最低賃金 10 ヶ月分以上の金額（461 万 5,000 ペソ）を受ける労働者のみが、この種の形態で契約できる。

2.5.3 労働時間

法定労働時間は週 48 時間で、月曜日から金曜日まででも、月曜日から土曜日まででもよい。

日中の労働時間は午前 6 時から午後 10 時の間で設定する。労働者が夜 10 時から午前 6 時までの時間に就労する場合、その労働に対しては、日中の時間給の 35%割増に相当する夜間報酬を支払わなければならない。

通常就業時間外の労働時間には、時間外報酬が加算される。時間外労働が日中の労働時間内に行われる場合は 1 時間ごとに時間内時給の 25%増し、時間外労働が夜間に行われる場合は 1 時間当たり 75%増しの報酬となる。役員、責任のある職務、経営職務に携わる就業者には、雇用者は時間外労働の報酬を払う義務はない。

2.5.4 外国人被雇用者数に関する法規

コロンビアの労働法 74 条では、コロンビア人労働者と外国人労働者の雇用者数について、「10 名以上の労働者を雇用する場合、一般労働に従事する労働者の 90%以上、専門職、役員、責任のある職務に従事する人員の 80%以上はコロンビア人で占めなければならない」としている。

社会保障省個別関係部の事前の承認がある場合、同機関が認める一定期間については、このコロンビア人労働者の割合を減ずることができる（労働法 75 条）。

また、給与についても規定されており、同一企業または機関で、外国人と同じ職務を履行するコロンビア人労働者は、同様の報酬と条件を要求する権利を有する。

2.5.5 雇用者の義務

株式の購入または直接会社を設立する場合、企業は雇用者としての義務を有することになり、この義務に違反した場合、罰則を科されることになる。

²² 法令 4965 号：

<http://www.avancejuridico.com/actualidad/documentosoficiales/2007/46854/d4965007.html>

雇用者の義務は3段階に分けて考えることができる。

1) 労働者を雇用する際の雇用者の義務：

- 労働者を総合社会保障制度（年金、保健医療、労災）に加入させる。
- 労働者を家族補償公庫に加入させる。
- 入社時に医師の検査を受けさせる。
- 労働保障手続き：

第1：労災管理会社に登録する。

第2：労働者を社会保障制度と年金制度に加入させるため、強制健康保険請負団体（EPS）と年金基金に対して手続きを行う。

第3：労働者を退職金積み立て基金に加入させる手続きを行う。

第4：労働者を家族補償公庫に加入させる手続きを行い、同公庫及びコロンビア家族福祉院（ICBF）、職業訓練庁（SENA）への支払いを実施する。

2) 労働契約実施期間中の義務：

全般的義務

- 該当する労災管理会社に、労働事故の発生に関して報告する。
- 労働者の時間外労働の記録を付ける。
- 労働者に労働用の服と靴を支給する。

毎月の義務

社会保障システム請負団体に、給与から算出される該当料金を納める。

- コロンビア家族福祉院（ICBF）、職業訓練庁（SENA）および家族補償公庫への納付金として、名目賃金の9%を家族補償公庫に支払う。
- 該当する場合には源泉徴収を行い、認定されている銀行に振り込む。
- 総合社会保障システム請負会社と家族補償公庫に対し、労働者の給与の変更と退職に関する変更事項を報告する。
- 2007年法令4966号で定められた労働者への交通費補助(2008年度は5万5,000ペソ)の支払い。

年間の義務

- 休暇記録を付ける。
- 総合年間報告書を作成する。
- 収入と源泉徴収証明書を発行する。
- 労働者が加入している退職金積み立て基金に、積立金を振り込む。
- 該当する場合には、実習生を雇用する。
- 12月31日時点の退職金積立利子を支払う。

3) 労働契約終了時の義務

- 元労働者に、労働貸方残高の清算を行う。
- 労働契約が正当な事由なく終了する場合、解雇補償金を支払う。
- 社会保障制度付託機関に対し、労働者の退職と労働関係の解約を通知する。
- 要請がある場合、元労働者に労働証明書を発行する。
- 元労働者の登録されている住所に、労働契約の終了から 60 日以内に、労働契約の最終3ヵ月間の社会保障および財政納付金支払い証明を送付する²³。以下に、現行の義務概要を記載する。

雇用者の義務					
毎月の義務	年金 各労働者の給与の15.5%。このうち11.625%は雇用者負担。	保健医療 各労働者の給与の12%。このうち8%は雇用者負担。	労災 企業の経済活動が分類されるリスク種類により、名目賃金月額額の0.5%~8.7%を負担。	家族補償公庫への支払い 名目給与月額額の9%相当で、全額雇用者負担。	時間外労働 日中の時間内に行われた時間外労働には、通常の間給の25%増、夜間に行われた場合には、通常間給の75%増の報酬が支払われる。
半期ごとの義務	法定賞与 年間当たり給与30日分を、2回に分けて支払う。				
毎年の義務	退職金積立金 1年ごとに給与30日分。	退職金積立金利子 毎年12月31日に清算される休職手当の12%相当。		休暇 各就労年につき、有給は就労日15日間。	
労働者のために適用される義務	支給 年に3回、服と靴を支給する。	産休 出産日以降、有給12週間。		(出産に伴う)父親休暇 出産日以降、有給は就労日8日間。	

出典：Proexport

²³ 会社設立方法について（ボゴタ商工会議所）

www.bogotaemprende.com/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=114

3. 外国直接投資に関する諸規則

外国投資に関するコロンビアの規則・制度は複雑である。なぜなら、労働、税制、貿易の具体的テーマについて、公共の権利と民間の権利、国内の権利と国際的権利が交錯するからである。

異なる法的概念が組み合わさっているため、外国人投資家、投資を受ける国家、そして多くの場合、国内投資家との間の複合した関係を管理するため、一連の規則が定められている。諸規則の具体的事例を次に紹介する。

3.1 外国投資に関する特別制度

前述のとおり、金融・保険部門、炭化水素・鉱山部門、電話通信部門については、投資にかかる特別制度がある。このため、管轄省庁や担当委員会に、投資認可を要請しなければならない。

3.1.1 金融・保険部門

金融・保険部門は、金融制度基本法として知られる 1993 年の政令 663 号に従う。それによると、国内投資家および外国投資家は、以下の場合、金融監督局の事前認可を得なければならない。

- 同監督局の監督下にある会社（機関）の発行株式 10%以上、または資産を取得する場合。
- 発行済み株式の 5%以上、または株式転換社債の 5%以上を直接あるいは間接的に取得する場合。
- 議決権付き株式の 5%以上を得るために外国投資基金を通じて投資を行う場合。

3.1.2 炭化水素・鉱山部門

石油および天然ガスの試掘と開発、炭化水素の精製・輸送・流通事業、鉱物の開発、精製、加工に対する投資は、これらの活動に対して定められた規則を満たさなければならない。

この部門と関係する活動のみを行う企業の支店は、外貨での販売により得られた外貨について、為替を通じてペソに換算することなく、維持することができる。

外貨による契約を締結し支払うためには、炭化水素部門にのみ従事する企業としての証明を鉱山・エネルギー省に申請しなければならない。

3.1.3 テレビ部門

民間放送局および全国放送の事業免許を受けている企業に対する外国投資は、会社資本の 40%までに制限されている。

この部門への外国投資には 2つの要件がある。

- 投資国は、交換条件として、コロンビアの企業に同等の投資の可能性を提供しなければならない。
- 投資には、技術移転が含まれなければならない、これは国立テレビ委員会（Comisión Nacional de Televisión）により評価される。

3.2 環境関連法制度

コロンビアでは、1991年憲法において、国際環境権を反映し、環境に関するコロンビアの法体系を近代化し、権利と義務、および資源を保護する国民の義務を定め、これを達成するための対応策を制定した。また、環境に関する計画策定、環境保全・保護の活動を行うための権限を様々な政府機関に与えた。

コロンビアにおける環境当局は、環境住宅地方開発省、地方自治公社（CAR）、市街地環境局であり、これらが、環境に関する法規の遵守を監視する機関である。

3.2.1 環境ライセンス

コロンビア国政府は、1993年の法律99号（環境法）8条で環境ライセンスに関する新しい規則を定めた。環境ライセンスは、再生可能な天然資源、または環境に深刻な影響を与える可能性のある、あるいは景観を著しく変える可能性のあるプロジェクト、工事、または活動の実施にあたり、環境監督当局（環境省、CAR、地方自治体等）が許認可を与えるもの。

環境ライセンスは包括的または単独であり、当該プロジェクトの実施に必要なあらゆる許可、認可、譲許を含むものである。

環境ライセンスはプロジェクト開始前に取得していなければならない。法規によると、以下の部門のプロジェクト、工事、活動には環境ライセンスの取得を必要とする。

- 炭化水素部門
- 鉱山部門
- ダム、貯水池の建設
- 原子力発電プロジェクト
- インフラ建設
- 国内河川交通ネットワークにかかる公共事業
- 国立自然公園地域に影響するプロジェクト

3.3 政府調達

1993年の法律80号では国家による契約に関する法律が定められ、機関と民間が締結する契約に関する特別な取り決めがある。

また、2007年法律1150号3条及び2008年政令066号に従い、公的契約のための電子システム（SECOP）上での情報提供を目的とした統一契約ポータルサイト（PUC）が開設された。これは国家機関が契約前段階から契約段階終了までの契約プロセスを公開するためのツールである。2008年政令066号によれば、全ての国家機関

は同サイトにおいて、公開入札プロセス、小額競売、人材の競争採用試験、直接契約に関する契約情報を公開する義務がある²⁴。

同ポータルサイトを通じて²⁵、国内外のいかなる個人、企業、または組織も、国家による商品やサービスの需要に関する情報を入手でき、これら契約プロセスの基本書類、公開入札、小額競売、人材の競争採用試験、特別契約制度などの契約前の段階から、契約後までの情報を得ることができる。また、同サイトを通じて、国際機関の資金で実施する契約プロセスの情報についても得ることができる。

3.4 知的財産権

憲法 61 条で、「国家は、法律が定める規定に従い、一定期間、知的財産権を保護する」と定めている。この憲法の概念が実行に移され、公に開放されている施設での音楽の商業利用により生じる利用料を徴収する組織が創設された。この利用料は、レストランや商店など、間接的な形態で、音楽を商業利用する全ての個人や企業が支払わなければならないものである。

知的財産権の対象である知的創造には、異なる 2 つの概念に基づき、著作権と産業財産権がある。前者は、美的概念に関わるもので、文学作品、芸術作品などを対象とし、後者は、商標や特許など、工業活動と関わるものである。

3.4.1 著作権

著作権保護は、1982 年法律 23 号、1993 年法律 44 号、カルタヘナ協定 351 決議、および施行規則により定められている。これらの規則の目的は、様々な形で再生または普及されうる芸術作品、科学作品、文学作品を保護し、芸術家、演奏者、作家、コンピュータープログラムの権利者（ソフトウェア）の権利を保護することである。「文学作品、科学作品、芸術作品の作家は、本法および、一般法と両立する場合は一般法に定められた方法でその作品の保護を受ける。また、本法は、演奏家、演技者、作家、ラジオ放送機関の著作権と関連する権利を保護する。」（1982 年著作権第 1 条）²⁶。憲法 35 条によると、「文学財産権および芸術財産権は、法律の定める規則により、移転可能な財産権として、作家の生涯の期間および 80 年以上の間、保護される」。

著作権料徴収のため、コロンビア著作者・作曲者協会（SAYCO）とコロンビア演奏者作者協会（ACINPRO）という 2 つの組織が創設された。

ACINPRO は、放送局、テレビチャンネル、商業施設で利用される録音音楽に関わる権利料の徴収を担当する。

SAYCO は、生演奏、再生、商業施設での演奏に関わる権利料の徴収を担当する。これらの権利料は、1982 年法律 23 号 158 条に従い、音楽の使用者が支払う。使用者と

²⁴ 2008 年政令 066 号 : http://www.contratos.gov.co/Archivos/normas/Decreto_066_2008.pdf

²⁵ PUC : <http://www.contratos.gov.co/puc/>

²⁶ Derecho de Autor. Ministerio del Interior y la justicia. Unidad Administrativa Especial. Dirección Nacional de Derechos de Autor. <http://www.derautor.gov.co/HTM/legal/legislacion/leyes.htm>

は、恒常的あるいは一時的に、直接あるいは間接的に、その顧客に音楽を伝える施設の所有者である。

これらの組織は権利料を徴収することに加え、システムに加入する作家に平等にこれを配分する担当組織でもある。SAYCO と ACINPRO が徴収する権利料は、1982 年法律 23 号、1993 年法律 44 号、1993 年アンデス共同体 CAN の決議 351 号、ソフトウェアについては、2002 年 2 月 12 日付けの大統領令 02 号によって定められている²⁷。

3.4.2 産業財産権

産業財産権は、アンデス共同体 CAN の 486 号決議により定められており、同決議は、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラの加盟国間において 2000 年 12 月 1 日に発効された。コロンビアでは、この規則は 2000 年 12 月 13 日付政令 2591 号、および 2001 年 1 月 15 日付 210 号決議により定められている。産業財産権は、以下に二分される。すなわち、識別標識と新規創造である。識別標識とは、商標、商業キャッチフレーズ、商業名、商業記号である。新規創造とは、発明、利用モデル特許、工業デザイン、集積回路の設計図などである。特許の保護は、製品ごとに 20 年間、工業デザインと商標は 10 年間と定められている。

3.5 外国人による不動産購入

コロンビアは、外国人の定年退職者や資産家にとって、セカンドハウス購入地として魅力があり、大きな発展可能性を秘めている。現在、当該市場の振興を目指す法案がコロンビア議会において審議中である。政府はこうした民間セクターの動きに呼応して、外国人の定年退職者や資産家、海外に定住しているコロンビア人が、コロンビアに一時的に生活するため、また休暇を過ごすため、あるいはコロンビアに定住するための住宅購入を誘致できるよう、セカンドハウス市場を振興することを決定した。

海外の投資家がコロンビアで不動産を購入するための手順は以下の通りである。

契約締結前に、コロンビアで正しく不動産を購入するために知っておくべき必要事項がいくつかある。

以下の手順にそれらの必要事項を記載する。

手順 1：購入する不動産の状態を調べる。

手続き：登記申請

必要書類：

- 対象不動産が税やサービスの負債を有していないかどうかを確認するため、不動産の履歴・自由証明書 (Certificado de tradición y libertad) (発行から 1 ヶ月間有効)
証明取得申請先：不動産が所在する場所の公共物登記事務所 (不動産登記所：Oficina de Registro de Instrumentos Públicos)
- 対象不動産に税金の負債がないかを知るために、不動産が所在する市または区の会計局で不動産の会計状態を調べる。

²⁷ http://www.derautor.gov.co/HTM/legal/directivas_circulares/directivas_circulares.htm

手順 2：直接購入するか、あるいはコロンビアでの代理人を通じて購入するかを決める。代理人を通じて行う場合、代理署名のための特別委任状を与えなければならない。

手続き：売買契約、購入当事者が公証人の前で行う。海外から委任状を出す場合、公証人署名は委任状を作成した国のコロンビア領事により認証されなければならない。

必要書類：上記で得た情報で問題がないと確認された場合、売買契約に署名し、公正証書を作成する。必要な場合、代理人に特別委任状を付与する。

手続き機関：公証役場

上記の認証手続きは、委任状を作成した国がハーグ条約に加盟している場合は省略でき、その場合、公証人の面前で委任者が署名し、当該国の管轄当局によるアポストイユ証明が添付されればよい。その後のコロンビア外務省での認証は不要。

手順 3：交渉。

手続き：不動産の面積と境界線などの特定、価格、支払い形態と受け渡し日等の売買契約の条件が定まると、売買契約の公正証書が作成されるが、これには以下の書類を添付しなければならない：

- ✓ 購入者から被委任者に与えられた公正証書
- ✓ 不動産登記証明書 (Registro de instrumentos publicos)
- ✓ 市街地開発院 (IDU) 発行の支払い完了証明
- ✓ 不動産の支払い完了証明または、該当課税年度の固定資産税領収書のコピー

手順 4：支払い完了証明書を申請する。

手続き：共同所有制度に関する支払い完了証明

申請先：マンションや共同住宅の場合、共同所有管理者に対して行う。

手順 5：国際投資に関するコロンビア中央銀行の第 4 号用紙に記入し、販売者の口座に該当金額を振り込む。外国投資であるため、この手続きで税金は発生しない。

手続き：購入者は、3 ヶ月以内に、不動産の履歴・自由証明書を添え、不動産に対する所有権を明らかにし、外国投資登録を行わなければならない。不動産を売却した際にその金銭を海外に送金する等、為替権利を行使できるようにするためには、この登録は不可欠である。

申請先：コロンビア中央銀行

手順 6：公証料金の支払い

手続き：公証料金を支払う。取引価格の 0.27% に相当 (慣習では購入者が 50%、売却者が 50% 支払う場合が多い)。売却者が自然人の場合、取引価格 1% が源泉徴収される (源泉徴収の支払いは売却者が行う)。

手続き機関：公正証書を作成した公証役場

手順 7：売買公正証書の登記

手続き：登記税 (取引価格の 1% 相当) および登記料 (取引価格の 0.5% 相当) の支払い。これらは通常、購入者が支払う。該当する登記事務所での手続きは、取引を行う市により、3 営業日～1 ヶ月かかる。

手続き機関：公共物登記事務所

登記事務所に売買公正証書の写しが登記されると、不動産は購入者に引き渡され、購入者が不動産の新所有者となり、所有者としての権利を行使できるようになる。

4. 外国直接投資・貿易に関する優遇措置

4.1 輸入に関する税制優遇措置とその他優遇制度

商品とサービスの輸出にかかわる工業・商業（営業）税（ICA）の免除

特定の市や地方では、企業による商品やサービスの輸出にかかる収入は、ICA の課税基準から控除される。

フリートレードゾーン（Zonas Francas）に対する優遇所得税率

フリートレードゾーンで操業する工業利用者に対しては、所得税率は 15%となる。また、特別常設フリートレードゾーン(Zona Franca Permanente Especial)を構成する企業も、この優遇税率を受けられる。

所得税の控除

- 設備投資価額の 40%は、所得税から控除される。
- 基礎工業用の重機輸入にかかる付加価値税は、支払われた年度と次年度については、所得税から控除される。
- ICA と固定資産税として支払われた金額の全額が、所得税から控除される。
- 環境管理または改善に対して行われた直接かつ自発的な投資は、純所得の 20%を上限に控除される。
- 科学面、技術面、あるいは革新的なプロジェクトへの投資については、投資金額の 125%相当が、純所得の 20%を上限に控除される。
- 給与支払額の 100%相当を控除。これは財政納付金の支払いに遅滞・負債がない場合に限る。
- 身体的障害のある労働者に支払われた給与と給付金については同金額の 200%相当を控除。
- 医療、教育、文化、宗教、スポーツ、科学技術研究、環境保護、人権擁護・保護・啓発、または社会開発プログラムの振興を目的とする非営利機関に行われた寄付は、純所得の 30%を上限に、控除される。

所得税の減免

これらは、所得税から直接差し引かれ、減免額が税額を超えることはない。

以下が差し引かれる。

- 海外で支払われた税金。
- 基礎工業用に購入された重機に関して支払われた付加価値税(IVA)。
- 収益性の高い農牧業企業に対する株式に投資をし、最低 2 年間、投資を維持した者は、純所得額の 1 %を上限に、行なわれた投資額を差し引くことができる。

原料輸入に関する免税

輸出商品を生産するために輸入される原料は、以下の一定の条件を満たす場合、関税と付加価値税(IVA)が部分的あるいは全て免除となる。

免税所得

- 発電会社により風力、バイオマス、農業廃棄物を基に発電された電気エネルギーの販売については、15年間免税。
 - 船舶および喫水の浅いフェリーによる河川交通サービス提供は、2003年から15年間免税。
 - 2003年から15年間で建設される新しいホテルで提供されるホテルサービスは、30年間免税。
 - 2003年から15年の間に、改築および拡張、またはそのいずれかが施行されるホテルで提供されるホテルサービスは、30年間免税。この免除は、改築および拡張、またはそのいずれかが施行された不動産査定価格に対する改築費および拡張費、またはそのいずれかの割合によって定まる。
 - エコツーリズムについては、2003年から20年間免税。
 - 新規植林、新規製材所、用材樹木の植林への投資。
 - 住宅用に建設された不動産の購入オプション付き新規賃貸契約については、2013年まで10年以上にわたり免税。
- 国内科学技術の利用度合いが高い場合に限り、当局により登録された新規特許を有する、コロンビア国内産の医薬品およびソフトウェアは、2003年から10年間免税。
- 科学、文化的性質の本、雑誌、パンフレットまたは収集可能なシリーズを発行する出版社は、2013年まで所得税の支払いを免除される。

配当金や分配金名目での海外への送金には、税はかからない。

4.2 税制以外の優遇制度

コロンビアに設立されている全ての会社は、職業訓練庁 (SENA) を通じて、従業員の職業訓練や人材募集に関わるさまざまなサービスを無料で受けることができる。

職業訓練

SENA は工業・商業・サービス業の人材養成センターを 114 ヶ所保有しており、全国で様々な技術者養成プログラム (高校および高等専門学校卒業以上を対象) を提供している。全ての企業の従業員は、無料でこれらを受講することができる。

同様に、特殊な知識の向上や補足など、労働者や企業のピンポイントなニーズにも対応する。これは、企業の必要性に応じて、生産部門と調整した形で実施され、企業の施設内で実施することも可能である。

人員募集

SENA の公共雇用サービスを通じて、企業は特定の職務を行うための必要条件に見合う人材を発掘することができる。主なサービスは以下のとおり。

- ・企業や労働者は、無料で公開情報を利用することが可能。
- ・SENA は人材募集に関するシステム化された情報を提供する。
- ・市内にいる就業希望者の就職を容易にする。
- ・市場分析を可能にする新しい情報が得られる。

専門職レベルあるいは技術者レベルの人材派遣を行う民間企業もある。

4.3 輸出促進、企業設立、競争力向上に関わるインセンティブ

以下は、コロンビアからの輸出促進、企業設立、競争力改善を支援し、促進するために策定された措置である。

4.3.1 フリートレードゾーン(Zonas Francas)

コロンビアでは目的により 3 種類のフリートレードゾーンがある。

- 1 - 常設フリートレードゾーン(Zona Franca Permanente) : 海外市場向けの工業活動やサービス活動、および商業活動が行われる、国内の境界が定められた地区。工業利用者、商業利用者、工業サービス利用者から構成される。
- 2 - 特別常設フリートレードゾーン(Zona Franca Permanente Especial) : 前項 1 のうち、社会・経済的効果が大きいもの。
- 3 - 一時的フリートレードゾーン(Zona Franca Transitoria) : 経済的に重要な国際フェアやイベントが開催される、国内の境界が定められた地区。一時的フリーゾーン利用者と出展者で構成される。

現在、全国には次の地域に 10 ヶ所のフリートレードゾーンがある。サンタ・マルタ（マグダレーナ県）、バランキージャ（アトランティコ県）、カルタヘナ（ボリバル県）、カンデアラリア、ククタ（北サンタンデル県）、リオネグロ（アンティオキア県）、エヘ・カフェテロ（カルダス県、キンディオ県、リサルダダ県）、パシフィコ（チョコ県）、ボゴタ首都区、パルマ・セカ（バジェ・デル・カウカ県）。

コロンビア国政府は、2007 年 10 月 23 日に政令 4051 号により、2005 年法律 1004 号で定められたコロンビアのフリートレードゾーン制度を改正した。この法律により、フリートレードゾーンの工業利用者に対しては所得税率 15%が適用されることが定められた。

また、常設フリートレードゾーン（以下 FZ）の場合は、以下のような奨励措置が設けられている。

- ・ FZ 利用者により海外から持ち込まれる物品に対しては無関税で、付加価値税（IVA）も免税となる。
- ・ FZ で生産された製品が国内で販売される場合、外国産の原料に対しては輸入扱いとなり製品価格のうち原料相当価格に対して関税が課せられる。
- ・ FZ の製造工場用の建設機械や生産機械類は免税となる。
- ・ 商品持込手続きが簡略化される。
- ・ FZ において外貨で支払いを行うために、外貨を所有し、取引する権利を得る。
- ・ 国内および外国の金融機関の当座預金口座に外貨を保有できる。
- ・ 2007 年 1 月から、FZ の利用者は海外送金税が免除された。

なお、2007 年 2 月 12 日付政令 383 号により、3,200 万ドル以上の投資を行う場合、または 600 口以上の直接雇用を創出する場合（農林水産品加工の場合、投資額が 1,640 万ドル、または直接雇用数が 500 口以上）には、場所の如何によらず、フリーゾーンとしての適用を受けることが可能になった。

4.3.2 国際販売会社- C.I. (Comercializacion Internacional)

コロンビアに設立された企業で、海外においてコロンビア製品を販売することを主な目的とする場合、DIAN の登記管理部で国際販売会社（C.I.）としての登記を行うことができる。これにより以下の優遇税制措置を得られる。輸出向けに国内で取得する製品は付加価値税（IVA）免除、輸出商品の納入業者への支払いに課される源泉徴収（通常 3.5%）が免除、国際販売会社に納入業者が行う販売は間接的輸出とみなされ、付加価値税（IVA）が返還される。

上記税制優遇措置を利用するためには、企業は法が定める要件を満たし、輸出計画を添えて、DIAN に登録しなければならない。

国際販売会社（C.I.）として認定・登録された後、国内市場で商品を購入する場合、納入業者証明（C.P.）と呼ばれる書類が必要となり、購入商品は 6 ヶ月以内に輸出しなければならない。しかし、輸出前に、購入した商品（原料など）を加工する場合には、その期間は国内市場で加工輸出用の原料を購入した時点から 1 年以内となる。

この特別制度は、1979 年 12 月 28 日付法律 67 号により創設された²⁸。

4.3.3 輸出促進制度- プラン・バジェッホ

輸出のための商品やサービスの生産に使用される消費財や原料の輸入に対して、全面的あるいは部分的に関税や付加価値税（IVA）が免税となる、輸出商品の製造にかかる優遇措置である。

²⁸ 1979 年法律 67 号：http://www.mincomercio.gov.co/eContent/documentos/normatividad/leyes/ley_67_1979.pdf

「プラン・バジェッホ」のプログラム内容

1：輸入取引：1967年法令 444号 172条

廃棄部分を除いた全てが輸出商品の生産に使用される原料や消費財、またそれ自体は直接輸出されないが第三者によりその全てが輸出商品の生産に使用される予定である原料の一時的輸入に関して規定。

2：保税輸出加工取引（マキラドーラ）：1999年 1860号決議 172条

概念としては前項と同じであるが、輸出商品の製造に必要となる原料や消費財の輸入が、それを専門とする外国請負会社により行われ、払い戻し不可能な性質であるもの。

3：輸入取引：1967年法令 444号 173条 B項

完成品の輸出時に関税の支払いを免除されている場合、一部輸出予定製品の生産のために使用される原料や包装材料の輸入に関して規定。輸出価格は輸入価格以上でなければならず、輸出量は輸入原料で生産された製品総量の60%以上でなければならぬ。

4.3.4 原料輸入- 1967年法令 444号 179条

1967年法令 444号 179条によると、輸入された原料や消費財を利用して国内で製造した製品を、法的要件を満たし輸出する者は、原料や消費財の輸入実績額を上限に、これらに対して課税された税金やその他納付金が免除される。

4.3.5 大規模輸出者- ALTEX.

申請当該年度の前年度に、輸出額が FOB 価格で 200 万ドル以上、または直接あるいは取引貿易会社を通じて、同期の売上総額の 60%以上を輸出した企業を奨励するために創設されたメカニズムであり、次のような輸出に対する特典を得られる（1999年政令 2685号 35条、その改正版 2007年政令 4879号参照）²⁹。

- 国内で生産されていない機材の輸入については、付加価値税（IVA）が免税となる。
- 工業生産のための原料や投入財は、無関税また付加価値税（IVA）無しに輸入できる。
- 国家税務関税局（DIAN）に対する手続き簡略化。

なお、ALTEX として認定されるためには、DIAN の国際貿易局登記管理部に申請を行うことが必要である。

²⁹ 2007年政令 4879号

<http://juriscol.banrep.gov.co:8080/CICPROD/BASIS/infjuristic/normas/normas/DDW?W%3DTEXTO++PH+IS+'ZULUAGA'%26M%3D196%26K%3DDECRETO+3511+1985+MINISTERIO+DE+HACIENDA+Y+CREDITO+PUBLICO%26R%3DY%26U%3DI>

4.3.6 恒常的税関利用者- UAP.

FOB 価格で 300 万ドル以上の輸出を行った企業、または申請に先立つ 3 年間、輸出入申請、あるいはそのいずれかを年間平均 2,000 回以上手続きした者、3 年間継続してプラン・バジェッホを利用した者で、かつ 200 万ドル以上の輸出を行う者を奨励するための制度である。（詳しくは 1999 年政令 2685 号 28 条を参照）

4.3.7 工業加工用民間倉庫

恒常的税関利用者（UAP）または大規模輸出者（ALTEX）として認定・登録され、DIAN から工業生産のための一時的輸入を認められている法人による工業製造、加工・処理用原料および資材・消耗品の保管庫として、DIAN が認定した場所である。（詳しくは、1999 年政令 2685 号 54 条を参照）

4.3.8 特別輸出プログラム- PEX

コロンビア国外の居住者が、コロンビア国内の生産者からコロンビア国産の原料、消費財、中間財、包装および梱包材を購入し、同じくコロンビア関税適用領土内の居住者である別の生産者に引渡し、この人物が、購入者(非居住者)の指示により、同原料、消費財、中間財、または包装材や梱包材を使って製造した商品を輸出する取引。（詳しくは、1999 年政令 2685 号 329 条参照）

4.3.9 輸出経済特区- ZEEE.

雇用の増加、技術移転、地方開発等の裨益をもたらす輸出を目的とした新規投資を促進する目的で、国内の特定の場所に適用される特別制度である。

コロンビア国政府は、2002 年法律 667 号及び 2005 年法律 1004 号により、輸出経済特区（ZEEE）について規定しており、今までにブエナビントウーラ（バジェ・デル・カウカ県）、ククタ（北サンタンデル県）、バジェドゥパール（セサル県）が ZEEE に指定されている。現在、ZEEE の認証機関である DIAN によりイピアレス市、トゥマコ市についての調査が行われている。

4.3.10 諸税返還証明- CERT.

この証明書所持者には、輸出対象製品の製造プロセスや販売プロセスにおいて、輸出業者により支払われた税金や間接税の全部または一部が返還される。この CERT の還付基準は、輸出製品およびその製品に影響する間接税に基づいて、政府により定められている。（詳しくは 2002 年政令 1989 号参照）

4.3.11 生産チェーン（クラスター）

クラスターとは、同種の経済活動部門に属する企業間の提携や組織化を促進する域内ツール。持続的かつ体系的な事業計画により、生産チェーンの形成および競争力の高い企業同士の組織化を目的としている。

現在、クラスター競争力支援プログラムが実施されている。同プログラムは、総額 600 万ドルを投入し、コロンビア全土から選ばれた 12 のクラスターの開発支援を目指している。国内の複数の地域において中小企業が構成する 12 のクラスターが同プログラムの恩恵を得ることになる。

上述した総額 600 万ドルのうち、58%は米州開発銀行（IDB）の多国間投資基金（FOMIN）から、残りの 42%は零細中小企業近代化・技術開発基金（FOMIPYME）、ロス・アンデス大学、各種促進機関等、採択プロジェクト裨益者による国内の自己資金である。

4.3.12 国際貿易に関する地方顧問委員会- CARCE.

コロンビア国政府と地方との交渉役を果たす県レベルの委員会であり、コロンビアの各県の輸出促進と国際市場を目指した地方における活動の推進により、地方の体系的な競争力を強化するために創設されたものである。

4.3.13 コロンビア起業家プログラム- PEC.

国内市場そして将来的には国際市場へ商品とサービスを供給する企業の創設に協力するための統合的ツールを含むシステムである。生涯のプロジェクトとして起業を望む人には初期投入資金となるマイクロクレジットへのアクセスなども含む。

5. コロンビアが締結している各国との自由貿易協定及び特惠関税制度³⁰

5.1 序文

コロンビアは、生産者により有利な事業環境を保証する特惠関税や貿易協定を通じて、国際市場に参加するための優位性を築こうとしている。

米国とは ATPDEA（アンデス諸国関税優遇および麻薬撲滅法）に加えて、2006年11月22日に両国政府により FTA（自由貿易協定）が調印された。欧州とは GSP Plus を締結しており、コロンビア製品はこれら2大重要市場に参入するための特惠的な待遇を得ている。

同様に、コロンビアはラテンアメリカ諸国とも通商条約を確立してきており、CAN（アンデス諸国共同体）や、G3、CAN と MERCOSUR 加盟国間の FTA などがあげられる。ラテンアメリカ統合連合（ALADI）の枠組みには、経済補完協定がいくつかある。その一例がチリと調印した協定で、両国間では実質的に無税で貿易が行われている。

本資料では、コロンビアに与えられている特惠関税の性質、コロンビアに対する貿易・投資機会を増幅する貿易協定について紹介する。

5.2 特惠関税

5.2.1 米国と麻薬撲滅法（ATPDEA）

当初のアンデス諸国関税優遇法（ATPA）は、アンデス諸国（コロンビア、ボリビア、エクアドル、ペルー）の経済成長に便宜を図り、これら諸国の麻薬撲滅への取組みを支援する目的で、米国により1992年に調印された。

このプログラムを通じて与えられた特惠により、世界最大の輸入国である米国市場に、アンデス地域からの様々な製品がより多く流入することになり、裨益国の経済成長が促された。また、アンデス諸国の輸出供給を多様化するための外国投資が促進された。

2002年10月に米国議会は、ATPAを延長し、同法では除外されていた重要製品に対しても特惠待遇を拡大するという法を発効した。この新法がアンデス諸国関税優遇および麻薬撲滅法（ATPDEA）であり、化学、農業、金属機械、プラスチック、手工芸、木材・家具、製紙・印刷、縫製、アルミ袋入り真空パックのツナ、靴、皮革製品、石油、石油製品など、6,200品目を無関税とするものである。

この特惠待遇は、2008年12月31日まで有効であり、期限までに米国との自由貿易協定が発効されることが期待されている。

³⁰ 本5章はコロンビア商工観光省によって作成された資料に基づく。

特惠関税を受けるための必要条件：

米国市場への特惠待遇を受けるためには、主に以下のような必要条件を満たさなければならない。

- －製品は、ATPDEA 裨益国のいずれかから、直接米国に入ること。
- －当該製品は、ATPDEA 諸国のいずれかで生産されたものでなければならない。この要件は、その製品が全工程においていずれかの裨益国で製造された場合、または最終製品がいずれかの裨益国で大幅に加工され、原料とは異なる新しい製品になった場合に、満たしたとみなされる。
- －当該製品を構成する部材・原料の少なくとも 35%は域内調達でなければならない。ATPDEA 裨益国、CBI 諸国、プエルト・リコおよびヴァージン諸島のいずれかを起源とする原料と生産工程が、域内調達として計上される。
- －米国産の原料を使用し生産された製品については、現地調達率は 15%まで軽減される。。

ATPDEA により得られる利点：

ATPDEA は、NAFTA 規則よりも、大きな恩恵を受けている。

- －NAFTA と比較して、ATPDEA は、より柔軟性のある原産地ルールが適用されている。メキシコ製品が無税で北米市場に入るためには、現地調達率 50%を要求されるのに対し、ATPDEA では 35%、さらに米国産の原料を使用する場合には 15%のみとなる。
- －ATPDEA では、（米国側の）関税撤廃は即時であったが、NAFTA では、多くの分野の製品について 15 年間かけて段階的に撤廃される。

5.2.2 米国との自由貿易協定

2004 年 5 月、米国＝コロンビア間 FTA を目指した第 1 回目の交渉ラウンドが実施された。14 回にわたる交渉の後、2006 年 2 月 27 日合意に達し、2006 年 11 月 22 日にワシントンにおいて最終的に調印された。

FTA が発効されると、コロンビアで生産される工業製品の 99.99%は、無制限、無関税で米国市場に輸出できる（約 7,100 品目）。残りの 0.01%は、ゴム製靴の 17 副品目および缶入りツナ 3 副品目が該当するが、これらの関税は発効後 10 年間で段階的に撤廃される。

5.2.3 欧州連合との GSP PLUS

EU の GSP は、開発途上国に対する EU 側の一方的、かつ無差別の一般特惠関税制度である。アンデス諸国は、元来、欧州での一般 GSP 制度と比較して特別な恩恵を含むアンデス GSP を有しており、これにより、欧州 GSP の一般裨益国に対する特惠待遇よりも幅広い対象のアンデス製品が無関税で欧州市場に参入することが可能であった。

GSP Plus は 2005 年末に承認され、2006 年 1 月 1 日から 10 年間有効となる。これは従来のアンデス GSP の新版であり、開発途上国の社会経済的な発展を促し、これら諸

国の世界経済への参加を促進することを目的としている。コロンビアは、ボリビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラと共に、この制度の裨益国である。

この新制度では、例外のエビ（3.6%の特恵関税）を除き、6,600 品目が無制限、無関税で欧州連合市場に参入できる。

GSP Plus によって、農業製品、工業製品、海産物など幅広いコロンビア製品が欧州市場に参入できる。

GSP Plus によって欧州連合に無関税で輸出できる農業製品、工業製品、および海産物の中には、コーヒー、コーヒー加工製品、アフリカ椰子の油脂、花、果物・野菜、マグロ、その他海産物（エビを除く）、化学製品、皮革製品、タオル、繊維・縫製、靴と靴の部品、製紙・ボール紙、自動車部品、食器、工具、電気・電子部品、玩具などが含まれている。

このように、欧州市場において、その他先進国製品と比較してコロンビア製品の競争力が高まるため、GSP Plus はコロンビアの輸出業者そして欧州の輸入業者にとって魅力的なツールとなっている。欧州連合は現在、27 カ国からなる世界最大の経済ブロックである。

特恵関税を受けるための必要条件：

コロンビア製品が GSP Plus の適用を受けて欧州市場に参入するためには、以下の要件を満たさなければならない。

－製品が国内産であること。国内産とは、製品が全工程においてコロンビアで生産される場合を指す。

－上記製品の製造に、輸入原料を必要とする場合には、同原料に対して十分な加工がなされなければならない（つまり、関税品目に変化する必要がある）。しかし、その他のアンデス諸国または欧州連合諸国から原料を輸入する場合、それはコロンビア国産の原料とみなされる。

－製品は、コロンビアから直接輸出されなければならない。

－商工観光省の外国貿易総局は、製品輸出ごとに原産地証明を発行しなければならない。

5.2.4 その他の国々との一般特恵関税制度（GSP）

コロンビアは前記の他にもカナダ、日本、ノルウェー、ロシア、スイスなどの先進諸国から一般特恵関税制度（GSP）を享受している。

GSP や GSP Plus（欧州連合により授与されている）は、1968 年の UNCTAD の提言により、世界貿易機関（WTO）の枠内で運営される枠組みであり、1970 年に採択されたものである。これらは先進国側からコロンビアを含む発展途上国に与えられた、製品の輸出に関わる特恵待遇制度である。

5.3 貿易協定

以上の特惠関税に加え、コロンビアは貿易の自由化・開放政策を標榜してきており、その結果、ラテンアメリカおよびその他の大陸との自由貿易市場を享受している。今日までに締結されている協定は以下の通り。

5.3.1 アンデス共同体 (CAN)

これは、コロンビアが参加する最も確立された制度を有する統合枠組みである。1969年5月、経済社会の統合と協力を通じて国民の生活レベルを向上させることを目的として、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、およびベネズエラがカルタヘナ協定に調印した。

ボリビア、コロンビア、エクアドル、ベネズエラ間では、1992年に形成された自由貿易地域内で無関税かつ無制限で、建設的な貿易が実施されてきた。ペルーは、アンデス諸国とそれぞれ二国間貿易協定を結んでいたが、1997年からCANへの正式加盟を開始、2005年12月31日に域内統合プロセスを終了した。

この協定により、コロンビアは、ボリビア、エクアドル、ペルーおよびベネズエラと2011年まで自由貿易圏を構築することとなっていたが、ベネズエラは2006年に同共同体からの脱退を宣言した。他方、2006年9月にアンデス共同体外務・貿易相拡大合意にて、チリを準加盟国とすることが決定され、チリとの経済協定が確立、アンデス地域の統合枠が拡大した。

カルタヘナ協定の目的は、社会経済の統合と協力により、平等な条件の下、加盟国の均衡と調和の取れた発展を促進し、成長と雇用の創出を加速、ラテンアメリカ共通市場の段階的形成を目指して、地域統合プロセスへの参加を促進していこうとするものである。

1970年のアンデス統合プロセスの開始時には、加盟国間の域内貿易は50%に達していなかったが、現在では、CAN域内の貿易は90%まで拡大している。

5.3.2 G3自由貿易協定

G3自由貿易協定は、1994年6月、コロンビア、ベネズエラ、メキシコの政府により調印され、1995年1月1日に発効した。大半の関税は、10年計画で段階的に撤廃され、2004年7月1日には約95%の品目について完全撤廃された。なお、農業部門と自動車部門は、除外されていた。

自動車部門については、2004年下半期、関税撤廃プログラムに組み込むことが交渉され、2005年1月1日から段階的に撤廃開始、2010年には完全撤廃となる予定である。

2006年5月22日に、ベネズエラはG3を脱退することを表明した。脱退は表明から180日後に実施されたが、コロンビアとメキシコの二国間貿易関係は本協定に基づき維持され、影響を受けていない。

2007年には、メキシコ政府との二国間貿易を定める条項について更新するための取組みが多岐に渡る分野で行われた。短期的目標は、関心の高い特定の農業製品を自由貿易に組み入れること、また世界の最新生産事情に合わせて原産地規則を修正すること等である。

5.3.3 チリとの経済補完協定 (ACE) - チリー・コロンビアの自由貿易協定

コロンビアとチリの間には1993年12月6日に調印された経済補完協定 (ACE24) が存在していたが、両国は2006年10月に投資、サービス、公共契約を含む新しい部門を取り入れた自由貿易協定締結交渉を終え、同年11月に調印に至っている。この協定により、二国間貿易品目の95%に相当する製品 (関税対象品目の約96%相当) が無関税となっている。対象品目100%が無関税となるのは、2012年である。現在、両国議会において承認手続き中である。

5.3.4 ラテンアメリカ統合連合 (ALADI)

ラテンアメリカ統合連合 (ALADI)³¹は、ラテンアメリカ地域の経済社会発展を確実に進めるため、地域の統合を推進する機関として、1980年にモンテビデオ条約の調印により創設された。

ALADIは、同条約に基づく以下の3つの主要メカニズムにより推進される特惠関税地域を創設した。

- 第三国に対する域内特惠関税。
- 二国間、あるいはそれ以上の国家間で適用される、または特定グループの製品にのみ適用される部分協定。
- 加盟国全体に共通の全域協定。

当初、コロンビアは、ALADIで確立されたメカニズムを通じて、その貿易に関する重要な部分を発展させてきた。その結果、大半のラテンアメリカおよびカリブ諸国と部分的特惠関税協定に調印している。これらの協定は、その後、より深化した貿易協定 (チリとのFTA、中米3ヵ国-エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス-とのFTA、CAN-MERCOSUR間のFTA) を交渉するための基盤として機能した。

また、ALADI加盟国間の相互支払い保証協定により、域内貿易は、金融リスクなしに行えるため、輸出業者、輸入業者双方にとって信用供与が得やすいという利点がある。

5.3.5 カリブ共同体 (CARICOM)

CARICOMの加盟国は以下の14ヵ国である：スリナム、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、バルバドス、ガイアナ、アンティグア・バーブーダ、バハマ、ベリーズ、ドミニカ、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、ハイチ。

³¹ アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、キューバ (1999年より)、エクアドル、メキシコ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラにより構成される。

協定の枠組みに沿い、コロンビアは、これら諸国の 1,128 品目に対して特惠関税を与えており、トリニダード・トバゴ、ジャマイカ、バルバドス、ガイアナから約 1,074 品目について特惠関税を受けている。

同協定により、コロンビアは、CARICOM の 1,400 万人の消費者にアクセスできる。

5.3.6 CAN - MERCOSUR

CAN 諸国（コロンビア、ベネズエラ、エクアドル）と MERCOSUR 諸国（アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ）は、2004 年 10 月、ALADI 経済補完協定 59 号に調印した。コロンビアは、2005 年法令 141 条を通じてこの協定を定め、同年 2 月 1 日からアルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、4 月 19 日からはパラグアイとの協定がそれぞれ発効した。

本協定の目的は、2つの経済ブロック間に自由貿易圏を形成することである。そして第三国からの輸入について定められている各経済ブロックの現在の関税を段階的かつ自動的に撤廃する自由貿易プログラムが導入された。

工業部門では、アンデス域内で生産されない資本財や原料に関し、即時撤廃されるものと 6 年間で撤廃されるものがある。ブラジルとアルゼンチンでは、より早く、それぞれ 10 年と 8 年の間に関税の撤廃が行われるが、コロンビアでは大半の製品については 12 年、農業製品、靴、家電製品、木製家具、自動車製品等の品目については 15 年かけて関税の撤廃が行われる。

農業部門に関しては、アルゼンチンおよびブラジルに対するコロンビアの関税撤廃は、大半の製品については 12 年、センシティブな品目については 15 年間で段階的に撤廃される。

同協定には、紛争解決、衛生・植物検疫処置、技術的規則、セーフガード等も含まれている。

5.3.7 中米 3 カ国（エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス）

エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、そしてコロンビアの自由貿易協定は、2007 年 8 月に調印され、各国議会での法的手続きが終了次第、発効される予定である。

本自由貿易協定の目的は、ラテンアメリカ諸国の社会経済的発展の基本的ツールとして地方経済統合を強化し、国民の生活レベルを向上、貿易関係の均衡を改善し、その商品とサービスの市場を拡大することである。

現在までのコロンビアとこれら諸国との貿易関係は、ALADI の部分到達協定によるもので、対象品目はわずかであった。しかし、今回の FTA では、輸出品目の大半、および投資、サービス、公的契約、衛生・植物検疫措置、技術基準等その他の分野を含む包括的なものとなった。

工業製品および農業製品は、最高 20 年かけて段階的に関税が撤廃されるが、一部の製品は、センシティブ品目として除外されている。しかし、調印諸国は、協定発効から

2年後に、協定を拡大あるいは深化させるための見直しができるよう、発展的条項を残すことで合意している。

5.3.8 キューバ

コロンビアとキューバの貿易関係は、2000年にALADIによって調印された経済補完協定49号によって規定されているが、両国は二国間の貿易関係を深める相互利益を共有しており、そのため、以下のテーマで交渉することが合意された。

- 紛争解決
- 衛生・植物検疫基準
- 技術基準および適合性評価
- 原産地基準
- 市場へのアクセス

これまでに2回の交渉ラウンドが実施され、上記分野に該当する文書と各国により与えられる特惠関税リストが両国によって合意された。

5.3.9 欧州自由貿易連合（EFTA）（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）

同連合との第1回目の交渉ラウンドは2007年6月4日から8日にかけてボゴタで実施され、正式に交渉が開始された。現在までに、3回の交渉ラウンドと3回のミニラウンドが実施されている。第4ラウンドは、2008年3月31日から4月5日にかけてボゴタで実施された。

これまでの交渉で、貿易の技術的障害、セーフガード、関税・貿易手続き簡素化のテーマについてはかなりの進展を見せ、競争、協力、衛生・植物検疫措置、政府調達テーブルは交渉が終結している。ミニラウンドおよびビデオ会議またはそのいずれかを通じて、農業、原産地規則、サービス、知的財産権、制度的障害、および投資など、その他のテーマについても迅速に交渉がなされることが期待されている。

交渉スケジュールが予定どおり終了した場合、同協定は2008年上半期に調印され、下半期に法的批准手続きが終了し、2009年には発効されると見込まれている。

5.3.10 カナダ

2006年から2007年にかけての両国政府の対話を通じて、米国と調印された自由貿易協定と同様の自由貿易協定合意を目指した交渉を進めることがコロンビアとカナダの両国間で合意された。初回交渉は、2007年7月16日にペルーの首都リマ（注：カナダ・ペルー間でも交渉をしている）で開かれ、現在までに5回の交渉ラウンドが実施された。

2008年上半期中に交渉が終結し、下半期には法的批准手続きを実施、2009年には発効されることが期待されている。

5.3.11 CAN－EU（アンデス共同体－欧州連合）

2007年9月17日から21日にかけて、CANとEUの連携協定を目指す第1回目の交渉が実施された。

連携協定の柱は以下の3つである。

1. 政治対話
2. 協力
3. 貿易（テーマごとに14の交渉サブグループがある）

政治対話：アンデス諸国の統合、および両統合プロセスの関係を強化するため、連携協定により政治的対話を確立し、深める。

協力：連携協定により、現在の不均衡の克服に機能するプログラムやメカニズムを通して協力関係を強化する。

貿易：両地域の貿易関係を改善し、確立することを目指している。欧州連合は、アンデス共同体にとって第2の貿易相手地域である。欧州市場への輸出は、2006年にはアンデス諸国の輸出全体の15%を占めており、また、輸入の13%は欧州からであった。アンデス諸国は、GSPやGSP Plusなどの特別制度により、1991年からEUの特恵待遇を受けている。

貿易交渉のサブグループ：

貿易テーマでは、以下の交渉サブグループが決定された。

1. 関税措置、非関税措置を含む市場へのアクセス（総合的ルール、農業以外の分野）
2. 関税措置、非関税措置を含む市場へのアクセス（農業）
3. 不均衡、特別および差別的待遇
4. 原産地規則
5. 税関手続きおよび貿易手続きの簡易化
6. 貿易に関する技術的障害
7. 衛生・植物検疫措置
8. 貿易保護ツール
9. サービス、施設、資本の動き（投資）
10. 政府調達
11. 知的財産権
12. 競争
13. 両ブロックの相違解決、および機構的テーマ
14. 貿易と持続的開発

2007年12月10日から14日にかけてブリュッセルで第2交渉ラウンドが実施され、第3ラウンドはエクアドルの首都キトにて2008年4月21日から25日にかけて実施される。貿易テーマ14分野のうち、知的財産権、サービス、持続的開発、政府調達などのテーマについて、CAN加盟国間で意見の統一が取れず、エクアドル、ポリビアと、ペルー、コロンビア間での見解の不一致が生じている。EU・CANのブロック間の交渉というスタイルを継続できるかは、CAN加盟国内の調整にかかっている。

5.3.12 コロンビアが有する、または交渉中の投資保護協定一覧

国際投資協定－2008年2月現在	
現在有効	
G-2（メキシコ・コロンビア）（FTA：1995年から）	
ペルー（投資保護協定：2003年から）	
スペイン（投資保護協定：2007年から）	
合計：3協定が現在有効	
交渉中及び調印済み	
スイス（投資保護協定：2006年5月調印）	
チリ（FTA：2006年11月調印）	
中米三カ国－エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス（FTA：2007年8月調印）	
ペルー-投資保護協定改正	
合計：4協定が交渉及び調印済み	
交渉中	
EFTA－スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン（FTA）	
カナダ(FTA)	
ドイツ（投資保護協定）	
英国（投資保護協定）	
ベルギー（投資保護協定）	
フランス（投資保護協定）	
中国（投資保護協定）	
欧州連合（FTA）	
合計：8カ国	
交渉計画	
日本（投資保護協定）	
オランダ（投資保護協定）	
インド（投資保護協定）	
スウェーデン（投資保護協定）	
韓国（投資保護協定）	
合計：5カ国	

資料編

資料 1

2005 年～2007 年の主な対コロンビア外国直接投資

2007 年

部 門	国名	投資内容	金額 100 万ドル
インフラ	ブラジル	Votorantim グループが、製鉄会社 Acerías Paz del Rio の株式 52%を取得。	490
金融	米国 コネティカット	General Electric の金融会社である GE Money が、Banco Colpatria の共同経営者となった。	228
テレビ	メキシコ	TELMEX がコロンビアでテレビ製作会社を創設。	130
鉱業	ブラジル	Gerdau グループが、Acerías Paz del Rio の株式の一部を取得。	66
港湾インフラ	ベルギー	ベルギーの JAN DE JUL がブエナベントゥーラへのアクセス運河浚渫工事をコロンビア国家道路庁 (INVIAS) より落札。	35.2
証券取引	スペイン	PROSEGUR が、証券取引会社 Thomas Greg & Sons の株式 60%を取得。	27
量販店	フランス	Casino グループがスーパーマーケットチェーン Éxito の株式 21.94%を取得。	21.9
保険	スペイン	保険会社 Mapfre Seguros は、労災管理ビジネスに参入するためのインフラ・プロジェクトを推進。	20
自動車	韓国	Hyundai が、新しい販売拠点、インフラ拡大、製品発売と市場戦略を含む拡大計画に着手。	10

出典：Proexport

2006年

部 門	国名	投資内容	金額 100 万ドル
石油	スイス	Glencore International AG (スイス) が、カルタヘナ製油所の株式 51% を取得。	656.4
携帯電話	ルクセンブルグ	Millicom International (ルクセンブルグ) は、Colombia móvil (Ola) を買収。	479.9
航空	ブラジル	Sinergy (ブラジル) 社所有の Avianca が航空機を新規購入。	355
飲料	南アフリカ	SAB MILLER (南アフリカ) が バジェ・デル・カウカ工場に投資。	175
量販店	フランス	Casino グループ (フランス) が、Carulla Vivero を買収。	110
燃料	米国	Chevron Texaco (米国) が、ガス生産増大に投資。	110
電気	スペイン	Abengoa (スペイン) が、発電、変電、送電システムを建設。	47
衛生製品	米国	Kimberly (米国) は、製品供給改善に投資。	40

出典：Proexport

2005年

部 門	国名	投資内容	金額 100 万ドル
飲料	南アフリカ	SAB MILLER (南アフリカ) が国内最大のビール製造会社 Bavaria S.A.の株式 97%を取得。	4,715
化粧品	フランス	Maurel et Prom (フランス) が Hocol 社の資産を取得。	460
金融	スペイン	BBVA (スペイン) が Banco Granahorrar を買収。	424
タバコ	米国	PHILIP MORRIS (米国)が 国内最大のタバコ会社 COLTABACO を買収。 .	300
インフラ	米国	Maverick Tube Corp (米国) が Tubos del Caribe と Tubos Colmena を買収。	156
石油	ブラジル	Petrobras (ブラジル) が、オペレーションを強化、石油事業を購入。	140

出典：Proexport

資料 2

会社法人形態別・設立条件一覧

	合名会社	単純合資会社	株式合資会社	株式会社	有限責任会社
出資社員・経営者	出資社員	出資社員に 2 カテゴリーある a) 経営社員： 会社を経営する。 b) 合資出資社員： 会社経営には関与しない。	出資社員に 2 カテゴリーある a) 経営社員： 会社を経営する。 b) 合資出資社員： 会社経営には関与しない。	株主	出資社員
資本	- 資本は利益に代表され、額は同額でなくてもよい。 - 各出資社員は、出資額に関わりなく投票権を有する。 - 資本額の増額または減額は、定款改正を必要とする。	- 資本は同額の分担額に分けられ、各出資者に 1 議決権が与えられる。 - 合資出資社員と経営社員の出資金がまとめられる。(経営社員が出資する場合) - 資本額の増額または減額は、定款改正を必要とする。	- 合資出資社員と経営社員の出資金がまとめられる。(経営社員が出資する場合) - 資本は、同額の株式に分割される。 - 資本額の増額または減額は、定款改正を必要とする。	- 資本は、同額の株式に分割される。 - 流通する株式は、株主により支払われた資本に該当する。 - 優先株、特別株、産業株、優先配当株、投票権なしの株、強制転換社債を発行することができる。	- 資本は、同額の株式に分割される。 - 資本額の増額または減額は、定款改正を必要とする。
出資社員または株主数	最低 2 名の出資社員、上限はない。	経営社員は最低 1 名、出資社員は最高 25 名	最低で、経営社員 1 名と出資社員 5 名、上限はない。	最低で株主 5 名、上限はない。	最低で出資社員 2 名、最高で 25 名
出資社員の責任	共同責任で無限責任	経営社員の責任は、共同責任で無限責任	出資社員の責任は、出資額に相当する。	出資額に相当する。	出資額に相当する。
組織機構	出資者会議 法的代表者	出資者会議 法的代表者	社員総会 法的代表者	株主総会 出資者会 法的代表者	社員総会 法的代表者
会社持分の譲渡	- 全ての共同経営者の承認が必要 - 定款改定が必要	- 出資社員は、その持分を自由に譲渡できる。 - 経営社員の場合、その他出資社員の認可が必要。 - 定款改定が必要	- 優先権が定められる場合を除き、株式は自由に取引される。 - 定款改定は不必要	- 優先権が定められる場合を除き、株式は自由に取引される。 - 定款改定は不必要	- 優先権がある。 - 定款改定は不必要

	合名会社	単純合資会社	株式合資会社	株式会社	有限責任会社
資本金の支払い	会社設立書類作成時に、出資社員は出資する義務がある。	会社設立時に、資本金全額を支払う。	認可資本の 50%を発行し、3分の1を支払う。	認可資本の 50%を発行し、3分の1を支払う。	会社設立時に、資本金全額を支払う。
会計監査人	不要	不要	必要	必要	必要
設立	公正証書による。この写しは、該当する商工会議所に登録しなければならない。	合名会社と同様。出資社員が行う必要はない。	合名会社と同様。出資社員が行う必要はない。	公正証書による。この写しは、該当する商工会議所に登録しなければならない。	合名会社と同様。定款により責任が規定される。
準備金	法律では定めていない。	法律では定めていない。	法定準備金：発行株式の 50%以上相当、各会計年度純利の 10%。	法定準備金：発行株式の 50%以上相当、各会計年度純利の 10%。	法定準備金：発行株式の 50%以上相当、各会計年度純利の 10%。
	定款により定められる。	定款により定められる。	定款により定められる。	株主総会で定める。	定款で定められる。
法的状況	会社が合法的に設立されると、個々の経営者とは異なるひとつの法人となる。 所得税および資産税は、会社への出資割合に応じ、経営者に課税される。会社は利潤に対する一定割合を支払う。	会社が合法的に設立されると、個々の経営者とは異なるひとつの法人となる。 所得税および資産税は、会社への出資割合に応じ、経営者に課税される。会社は利潤に対する一定割合を支払う。	会社が合法的に設立されると、個々の経営者とは異なるひとつの法人となる。 所得税および資産税は、会社への出資割合に応じ、経営者に課税される。会社は利潤に対する一定割合を支払う。	会社が合法的に設立されると、個々の経営者とは異なるひとつの法人となる。 株主は、資産と所得を申告しなければならない。会社は利潤に対する一定割合を支払う。	会社が合法的に設立されると、個々の経営者とは異なるひとつの法人となる。 所得税および資産税は、会社への出資割合に応じ、経営者に課税される。会社は利潤に対する一定割合を支払う。
出資割合の取引性	会社の利益全体あるいは一部を入手するためには、全ての経営者は、共同経営者の認可を得なければならない。	ある共同経営者の利益の譲渡は、経営者全員一致の承認が必要。 出資者の出資分の譲渡には、その他の共同出資者の統一した承認が必要。	経営者は、合名会社と同様。 出資社員は、株式会社と同様。	特別株式を除く株式は自由に取引されるが、特別株や取り決めのある共有株は除く。	公正証書によってのみ譲渡できる。別の共同経営者またはその他の人物に譲渡することができるが、その他の人物の場合は、事前に共同経営者過半数の認可が必要。その他の経営者は、優先権を有する。

	合名会社	単純合資会社	株式合資会社	株式会社	有限責任会社
会社資本金	<p>共同経営者が、会社に引き渡すことを約束する出資金から構成される。</p> <p>金銭、クレジット、動産・不動産、発明特権、労働力、工業、その他利潤を生むものは全て出資金となりえる。</p> <p>契約に定められていない限り、いかなる社員も出資金を増額や補給の義務はない。</p>	<p>出資社員の出資金合計、または出資社員と合資社員の出資金の合計。</p>	<p>資本は、同額の株式により構成される。</p> <p>経営社員の工業出資は、会社資本金とはならない。</p> <p>会社設立時に、資本金の50%以上の株式を発行しなければならない。これらは認可資本金と支払い約束（発行株式それぞれの1/3の価格）となる。</p> <p>記名株式全ての生産は、記名から1年以内に行う。</p>	<p>資本は、同額の株式により構成される。</p> <p>会社設立時に、少なくとも認可資本の50%以上の株式と、株価1/3以上の支払い約束を発行しなければならない。</p> <p>認可資本を通知する際には、記名資本と支払済み資本の額を明らかにする。</p> <p>総額が支払われなかった株は、名目株となる。全ての株式の支払い期間は、記名から1年以内である。</p>	<p>合名会社と同様。</p> <p>会社設立時に、資本金の総額が支払われる。</p> <p>資産がある場合には、全ての経営者は共同でこれに対する責任を担う。</p>
社名	<p>全ての経営者のフルネームまたは姓が入らない場合、経営者（単数または複数）のフルネーム、または姓のみに「...会社（& Compañía）」、「...兄弟会社（Hermanos）」、「...と子供たち（e Hijos）」などを付ける。別の人の名前を含んではならない。</p>	<p>合資社員（単数または複数）のフルネーム、または姓に「...会社（& Compañía）」、あるいは略語で「S.en C.」をつける。</p> <p>社名に名前を入れる出資社員や第三者は、合資社員としての責任を担う。</p>	<p>単純合資会社と同様だが、略語で「S.C.A」とつける。</p>	<p>社名の末尾に「株式会社」または略語で「S.A.」をつける。</p>	<p>社名には「有限会社」または略語で「Ltda.」をつける。</p> <p>定款に定められていない場合は、第三者に対しては、経営者が共同で無限の責任を担う。</p>
経営	<p>経営者の1人1人に該当し、共同経営者やその他の人物に委任することができる。</p>	<p>合資社員の全員の担当で、直接行うこともできるし、委任することもできる。</p> <p>出資社員は、会社代表の役割を担うことはできず、一定のビジネスについて合資社員の代理として機能する。</p>	<p>単純合資会社と同様、合資社員全員に該当する。</p>	<p>定款が定める条件で、一定数が集まる株主総会で、取締役会の構成者が選出され、取締役会は、株主総会に必要な報告書を提出し、法的代表者を任命する。</p> <p>定款で、株主総会がこの機能を持つと定めることもできる。</p>	<p>合名会社と同様。</p>

	合名会社	単純合資会社	株式合資会社	株式会社	有限責任会社
利潤の配分	資本金出資割合に応じて行われる。	経営社員と出資社員の間で取り決められた契約に従い行われる。 取り決めがない場合、経営社員に支払った後、出資社員の間で出資割合に応じて分配される。	単純合資会社と同様。	収支が確定し総会で承認された利潤は、準備金と納税額を除き、利潤配分の一般規則に従い、株主の間で分配される。	合名会社と同様。
共同出資者の役割	定款に定める日に、少なくとも1年に一度会合し、定款の変更を調査・承認、年度末の収支や管理者が提出する会計を調べ、承認あるいは非承認し、会社の利潤を算出する。 自由に人員を選出し、退職させる。 会社経営状態に関する管理者の報告書を提出させ、定款で定めた措置を全て取り、一時的準備金を積み立てる。	合名会社と同様。 出資社員は、いつでも、自らあるいは代理人により、会社の書類や帳簿を検査することができる。	単純合資会社と同様。	合名会社と同様。 株主総会を開催するには、監督局に、日時と場所を連絡することが必要。	合名会社と同様。

出典：ボゴタ商工会議所

第 1 章：序文

- *SITUACIÓN ACTUAL DE INVERSIÓN EXTRANJERA EN COLOMBIA*
(コロンビアの外国投資現状)
Documento Colombia: Una Oportunidad de Oro. Proexport.
(コロンビア：黄金の機会、Proexport)
Situación actual de inversión extranjera en Colombia
<http://www.proexport.com.co/vbecontent/NewsDetail.asp?ID=6503&IDCompan y=22>
- *INVERSIÓN EXTRANJERA EN COLOMBIA* (コロンビアへの外国投資)
Diario La Nación. 21 de enero de 2008.
<http://lanacionlatina.com/index.php?idcategoria=20788>
- *ACTUAL COYUNTURA COLOMBIANA* (コロンビアの現状)
Informe Anual de la Alta Comisionada de las Naciones Unidas para los Derechos Humanos sobre la situación de derechos humanos y derecho internacional humanitario en Colombia, Año 2006.
(国連高等人権弁務官年間報告書 2006 年「コロンビアにおける人権と国際人権の現状について」)
<http://www.hchr.org.co/documentoseinformes/informes/altocomisionado/inform es.php3?cod=10&cat=11>
- *SITUACIÓN ACTUAL DE INVERSIÓN EXTRANJERA EN COLOMBIA HACIA FUERA*
(コロンビアの対外投資の現状)
Barómetro Global de la Corrupción 2007 de Transparencia International.
(汚職に関する包括的バロメーター 2007 年国際的透明性)
http://www.transparency.org/news_room/in_focus/2007/gcb_2007
Extreme Investing: Inside Colombia. Businessweek. Mayo 28 de 2007
http://www.businessweek.com/magazine/content/07_22/b4036001.htm
- *ACTUAL COYUNTURA COLOMBIANA – SEGURIDA* (コロンビアの現状：治安)
Seguridad Democrática. Ministerio de Defensa. 2003 (民主主義的安全保障、防衛省 2003 年)
http://alpha.mindefensa.gov.co/dayTemplates/images/seguridad_democratica.p df
- *INVERSIÓN EXTRANJERA EN COLOMBIA* (コロンビアへの外国投資)
Inside Colombia. The Guardian, Junio 8 de 2007.
<http://business.guardian.co.uk/insidecolombia/0,,2095170,00.html>
- Programa de Clusters del BID, Misionpyme (米州開発銀行クラスタープログラム)
http://www.misionpyme.com/mision/index.php?option=com_content&task=view &id=2072&Itemid=205

- Colombia compete con Gestion Estratégica de la Tecnología y la Innovación. Ministerio de Comercio Exterior 1999-2009. Julio 2001. Julio 2001.
(技術とイノベーションの戦略管理により競争するコロンビア、商工観光省 1999-2009、2001年7月発行)
- Doing Business en Colombia 2008. Es un completo estudio que compara la regulación en 12 ciudades y 178 economías. Una publicación conjunta Banco Mundial y la Corporación Financiera Internacional 2007. Banco Mundial (12都市178の経済部門の規則を比較した調査。世銀と国際金融機関の共著。2007年)
Internet: <http://www.worldbank.org>

第2章：外国直接投資に関わる全般的制度・規則

- (2.2) *TIPO DE SOCIEDADES QUE EXISTEN EN COLOMBIA*
(コロンビアに存在する会社の種類)
Invest in Bogotá. Pagina de la agencia de promoción de inversiones de la capital Bogotá y la región, creada por la Alcaldía Mayor y la Cámara de Comercio de Bogotá. (ボゴタ市役所とボゴタ商工会議所により設立されたボゴタと地方への資本投資促進機関のページ)
<http://www.investinbogota.com/index.jsp?language=es>
- (2-4) *DERECHO LABORAL COLOMBIANO* (コロンビア国労働法)
Bogotá Emprende, Obligaciones del empleador
http://www.bogotaemprende.com/index.php?option=com_content&task=view&id=331&Itemid=99999999&limit=1&limitstart=3
- (2.3) *RÉGIMEN TRIBUTARIO DE COLOMBIA PARA INVERSIÓN EXTRANJERA*
(外国投資に関するコロンビアの税制度)
Boletín Legal No. 63 noviembre 2007. Firma de Abogados Brigard & Urrutia.
- Guía para constituir y formalizar una empresa. Cámara de Comercio de Bogotá – Fundación Corona. 4ª Edición. Agosto de 1997
(会社設立のためのガイドブック、ボゴタ商工会議所及び Corona 財団共著、第4版、1997年8月)

第3章：外国直接投資に関する諸規則

- (3.2) *REGIMEN COMERCIAL* (商業制度)
Nuevo marco regulatorio en materia de licencias ambientales en Colombia (コロンビアにおける環境ライセンスの新規則)
Universidad Sergio Arboleda, Licencias Ambientales.
http://www.usergioarboleda.edu.co/medioambiente/juridico_licencias_ambientales.htm

第4章：外国直接投資・貿易に関する優遇措置

- PROEXPORT COLOMBIA,
http://www.proexport.com.co/vbecontent/newsdetail.asp?id=5407&idcompany=22&ItemMenu=0_258
- INVEST IN BOGOTA,
<http://www.investinbogota.com/content/modules/general.jsp?ID=2049>

その他：外国投資に関わる公的機関

- コロンビア共和国大統領府
Presidencia de la República de Colombia
共和国大統領府公式ホームページ、外国直接投資に関する政府の公式な立場
www.presidencia.gov.co
- 商業・工業・観光省
Ministerio de Comercio de Colombia. <http://www.mincomercio.gov.co/>
輸出投資振興機関 Proexport Colombia. www.proexport.com.co
- 国家統計管理局（DANE）
Departamento Administrativo Nacional de Estadística
Estadísticas generales de Colombia (Población, empleo, inversión, etc.)
www.dane.gov.co
- 国家企画庁（DNP）
Departamento Nacional de Planeación
www.dnp.gov.co
- コロンビア農牧業研究院（ICA）
Instituto Colombiano Agropecuario, www.ica.gov.co
- 国会薬品食品研究院
Instituto Nacional de Medicamentos y Alimentos. www.invima.gov.co
- 農業農村開発省
Ministerio de Agricultura y Desarrollo Rural. www.minagricultura.gov.co
- 環境・住宅・地方開発省
Ministerio de Ambiente, Vivienda y Desarrollo Territorial.
www.minambiente.gov.co Información de Inversión sector ambiental, MDL y Forestales
- 通信省 Ministerio de Comunicaciones. www.mincomunicaciones.gov.co
- 文化省 Ministerio de Cultura. www.mincultura.gov.co
- 国防省 Ministerio de Defensa Nacional. www.mindefensa.gov.co

- 教育省 Ministerio de Educación Nacional. www.mineduacion.gov.co
- 大蔵省 Ministerio de Hacienda www.minhacienda.gov.co
- 鉱山エネルギー省 Ministerio de Minas y energía. www.minminas.gov.co
- 社会保障省 Ministerio de Protección Social. www.minproteccionsocial.gov.co
- 運輸省 Ministerio de Transporte. www.mintransporte.gov.co
- 内務法務省 Ministerio del Interior y Justicia. www.mininterior.gov.co
- コロンビア技術規格証明院 Normalización y certificación de calidad ICONTEC. www.incontec.org.co
- 商工監督局 Superintendencia de Industria y Comercio. www.sic.gov.co
- 高等教育開発振興財団 Fundación para la educación Superior y el Desarrollo. www.fedesarrollo.org
- コロンビア科学技術研究所 Colciencias. www.colciencias.gov.co
- アンデス共同体 Comunidad Andina de Naciones (CAN).
<http://www.comunidadandina.org/endex.htm>
Institución que tiene como objetivo el desarrollo social, económico e industrial de los países miembros. Ofrece información sobre proyectos de inversión y comercio exterior.
- アンデス開発公社 Corporación Andina de Fomento (CAF).
www.caf.com/view/index.asp?ms=11
Institución financiera multilateral que apoya el desarrollo sostenible de sus países accionistas y la integración regional en los países accionistas.
- 国税関税局 (DIAN) Dirección de Impuestos y Aduanas Nacionales.
Información tributaria para la inversión y trámites de Rut y Nit.
www.dian.gov.co
- 共和国銀行 Banco de la República.
Banco Central de Colombia, donde se hacen algunos tramites de inversión extranjera.
http://www.banrep.gov.co/index_eng.html
- 共和国貿易銀行 (Bancoldex) Banco de Comercio Exterior de la República.
http://www.bancoldex.com/ingles/ing_index.php#
- コロンビア証券取引所 Bolsa de Valores de Colombia.
<http://www.bvc.com.co/bvcweb/mostrarpagina.jsp?codpage=11004>
- 全国工業協会 (ANDI) Asociación Nacional de Industria. www.andi.com.co
Asociación Nacional de Industria (ANDI)
- 全国金融機関協会 (ANIF) Asociación Nacional de Instituciones Financieras.
www.anif.com.co
Centro de estudios económicos
- 全国商業者連合 Federación Nacional de Comerciantes
www.fenalco.com.co

- コロンビア商工会議所連盟 Colombia Empresarial (Confecamaras).
www.colombiaempresarial.com
Bases de datos de empresas colombianas
- コロンビアのイエローページ、企業住所録
Colombia: Páginas Amarillas. Directorio de empresas
www.paginasamarillas.com/pagamanet/web/home.aspx?ipa=1
- キンテロー兄弟有限会社 (Sicex)
Quintero Hermanos Ltda (Sicex). www.sicex.com
Bases de datos del comercio exterior colombiano
- 貿易統計システム
Sistema Estadístico de Comercio Exterior. websiex.dian.gov.co

商工会議所（代表的なもののみ）

- ボゴタ商工会議所（クンディナマルカ県）
Cámara de Comercio de Bogotá (Departamento de Cundinamarca).
www.ccb.org.co
- メデジン商工会議所（アンティオキア県）
Cámara de Comercio de Medellín (Departamento de Antioquia)
www.camamed.org.co
- カリ商工会議所（バジェ・デル・カウカ県）
Cámara de Comercio de Cali (Departamento del Valle del Cauca)
www.ccc.org.co
- バランキージャ商工会議所（アトランティコ県）
Cámara de Comercio de Barranquilla (Departamento del Atlántico)
www.camarabaq.org.co

平成 19 年度 コロンビア投資環境調査

2008 年 3 月 作成

作成者 日本貿易振興機構 (ジェトロ)
貿易投資相談センター 貿易投資相談課
ボゴタ事務所

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel:03-3582-5171

Copyright © 2008 JETRO. All rights reserved.